

(第一類 第八号)

第一百五十六回国会 議院 農林水産委員会議録 第七号

(二五六)

平成十五年五月八日(木曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長

小平 忠正君

理事

稻葉 大和君 理事

理事

二田 孝治君 理事

理事

鮫島 宗明君 理事

理事

白保 台一君 理事

相沢 英之君

石田 真敏君

岩崎 忠夫君

金子 恭之君

北村 誠吾君

小泉 龍司君

松浪 健太君

三ツ林 隆志君

山本 明彦君

今田 保典君

津川 祥吾君

堀込 征雄君

江田 康幸君

中林よし子君

菅野 哲雄君

佐藤 敬夫君

吉田 公一君

藤井 裕久君

松本 善明君

山口わか子君

宮本 一三君

後藤 斎君

齊藤 淳君

筒井 信隆君

上川 陽子君

松浪 健太君

同日

高木 毅君

(政府参考人
農林水産省総合食料局長) 西藤 久三君

(政府参考人
農林水産省生産局長) 須賀田菊仁君

(政府参考人
農林水産技術会議事務局) 石原 一郎君

(政府参考人
食糧庁長官) 石原 葵君

(農林水産委員会専門員) 和田 一郎君

農林水産委員会専門員

(号) 国有林野事業改革に関する意見書(北海道当別町議会)(第六三〇三号)

国有林野事業改革に関する意見書(北海道江差町議会)(第六三〇四号)

国民の主食・米の生産を守り、国民に安定供給をはかる米政策の実現に関する意見書(山形県天童市議会)(第六三〇五号)

森林・林業政策の充実と雇用創出に向けた森林関連予算の拡充と東北森林管理局青森分局の存続に関する意見書(青森県東北町議会)(第六三〇六号)

森林・林業基本法に基づく政策・財政の充実に関する意見書(熊本県長洲町議会)(第六三〇七号)

森林・林業基本法に基づく政策・財政の充実に関する意見書(熊本県荒尾市議会)(第六三〇八号)

森林・林業基本法に基づく政策・財政の充実に関する意見書(熊本県筑前町議会)(第六三〇九号)

水田農業を守り主食である米の安定確保に関する意見書(埼玉県若槻市議会)(第六三一〇号)

水田農業を守り主食である米の安定確保に関する意見書(埼玉県嵐山町議会)(第六三一一号)

水田農業を振興し米の安定確保に関する意見書(長崎県波佐見町議会)(第六三一二号)

WTO農業交渉に関する意見書(岩手県雫石町議会)(第六三一三号)

WTO農業交渉に関する意見書(北海道音更町議会)(第六三一四号)

WTO農業交渉に関する意見書(長崎県波佐見町議会)(第六三一五号)

WTO農業交渉に関する意見書(岩手県雫石町議会)(第六三一六号)

WTO農業交渉に関する意見書(富山県黒部市議会)(第六三一七号)

WTO農業交渉に関する意見書(富山県魚津市議会)(第六三一八号)

WTO農業交渉に関する意見書(前橋市議会)(第六三一九号)

WTO農業交渉に関する意見書(鳥取県気高町議会)(第六三一八号)

WTO農業交渉に関する意見書(神奈川県愛川町議会)(第六三二〇号)

畜産政策・価格に関する意見書(鹿児島県鹿屋市議会)(第六三二一号)

日本型家族農業を守り、株式会社の農地取得を許さないことに関する意見書(北海道白滻村議会)(第六三二二号)

日本型家族農業を守り、株式会社の農地取得を許さないことに関する意見書(鹿児島県鹿屋市議会)(第六三二三号)

森林・林業政策の充実に関する意見書(熊本県合志町議会)(第六八二二号)

森林・林業・木材産業政策と新たな予算の確保に関する意見書(埼玉県桶川市議会)(第六八二三号)

森林・林業政策の充実に関する意見書(富山県上市町議会)(第六八二三号)

森林・林業政策の充実に関する意見書(滋賀県大津町議会)(第六八二二号)

森林・林業政策の充実に関する意見書(滋賀県近江八幡市議会)(第六八二二号)

森林・林業政策の充実に関する意見書(埼玉県春日部市議会)(第六八二二号)

森林・林業政策の充実に関する意見書(埼玉県新座市議会)(第六八二二号)

森林・林業政策の充実に関する意見書(埼玉県所沢市議会)(第六八二二号)

森林・林業政策の充実に関する意見書(埼玉県越谷市議会)(第六八二二号)

森林・林業政策の充実に関する意見書(埼玉県狭山市議会)(第六八二二号)

森林・林業政策の充実に関する意見書(埼玉県桶川市議会)(第六八二二号)

森林・林業政策の充実に関する意見書(埼玉県北本市議会)(第六八二二号)

森林・林業政策の充実に関する意見書(埼玉県入間市議会)(第六八二二号)

森林・林業政策の充実に関する意見書(埼玉県飯能市議会)(第六八二二号)

森林・林業政策の充実に関する意見書(埼玉県伊奈町議会)(第六八二二号)

森林・林業政策の充実に関する意見書(埼玉県比企郡川島町議会)(第六八二二号)

森林・林業政策の充実に関する意見書(埼玉県比企郡吉見町議会)(第六八二二号)

森林・林業政策の充実に関する意見書(埼玉県比企郡嵐山町議会)(第六八二二号)

森林・林業政策の充実に関する意見書(埼玉県比企郡嵐山町議会)(第六八二二号)

森林・林業政策の充実に関する意見書(埼玉県比企郡嵐山町議会)(第六八二二号)

森林・林業政策の充実に関する意見書(埼玉県比企郡嵐山町議会)(第六八二二号)

森林・林業政策の充実に関する意見書(埼玉県比企郡嵐山町議会)(第六八二二号)

森林・林業政策の充実に関する意見書(埼玉県比企郡嵐山町議会)(第六八二二号)

森林・林業政策の充実に関する意見書(埼玉県比企郡嵐山町議会)(第六八二二号)

森林・林業政策の充実に関する意見書(埼玉県比企郡嵐山町議会)(第六八二二号)

(号) WTO農業交渉に関する意見書(鳥取県気高町議会)(第六三一七号)

WTO農業交渉に関する意見書(神奈川県愛川町議会)(第六三一八号)

WTO農業交渉に関する意見書(松山市議会)(第六三一九号)

畜産政策・価格に関する意見書(鹿児島県鹿屋市議会)(第六三二一号)

日本型家族農業を守り、株式会社の農地取得を許さないことに関する意見書(北海道白滻村議会)(第六三二二号)

WTO農業交渉に関する意見書(鹿児島県鹿屋市議会)(第六三二三号)

WTO農業交渉に関する意見書(神奈川県愛川町議会)(第六三二四号)

畜産政策・価格に関する意見書(鹿児島県鹿屋市議会)(第六三二五号)

日本型家族農業を守り、株式会社の農地取得を許さないことに関する意見書(北海道白滻村議会)(第六三二六号)

WTO農業交渉に関する意見書(鹿児島県鹿屋市議会)(第六三二七号)

畜産政策・価格に関する意見書(鹿児島県鹿屋市議会)(第六三二八号)

日本型家族農業を守り、株式会社の農地取得を許さないことに関する意見書(北海道白滻村議会)(第六三二九号)

WTO農業交渉に関する意見書(鹿児島県鹿屋市議会)(第六三三〇号)

畜産政策・価格に関する意見書(鹿児島県鹿屋市議会)(第六三三一號)

日本型家族農業を守り、株式会社の農地取得を許さないことに関する意見書(北海道白滻村議会)(第六三三二号)

WTO農業交渉に関する意見書(鹿児島県鹿屋市議会)(第六三三三号)

畜産政策・価格に関する意見書(鹿児島県鹿屋市議会)(第六三三四号)

日本型家族農業を守り、株式会社の農地取得を許さないことに関する意見書(北海道白滻村議会)(第六三三五号)

WTO農業交渉に関する意見書(鹿児島県鹿屋市議会)(第六三三六号)

畜産政策・価格に関する意見書(鹿児島県鹿屋市議会)(第六三三七号)

日本型家族農業を守り、株式会社の農地取得を許さないことに関する意見書(北海道白滻村議会)(第六三三八号)

WTO農業交渉に関する意見書(鹿児島県鹿屋市議会)(第六三三九号)

畜産政策・価格に関する意見書(鹿児島県鹿屋市議会)(第六三三〇号)

日本型家族農業を守り、株式会社の農地取得を許さないことに関する意見書(北海道白滻村議会)(第六三三一號)

WTO農業交渉に関する意見書(鹿児島県鹿屋市議会)(第六三三二号)

畜産政策・価格に関する意見書(鹿児島県鹿屋市議会)(第六三三三号)

日本型家族農業を守り、株式会社の農地取得を許さないことに関する意見書(北海道白滻村議会)(第六三三四号)

WTO農業交渉に関する意見書(鹿児島県鹿屋市議会)(第六三三五号)

畜産政策・価格に関する意見書(鹿児島県鹿屋市議会)(第六三三六号)

日本型家族農業を守り、株式会社の農地取得を許さないことに関する意見書(北海道白滻村議会)(第六三三七号)

WTO農業交渉に関する意見書(鹿児島県鹿屋市議会)(第六三三八号)

畜産政策・価格に関する意見書(鹿児島県鹿屋市議会)(第六三三九号)

日本型家族農業を守り、株式会社の農地取得を許さないことに関する意見書(北海道白滻村

であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御

説明申し上げます。

第一に、施用方法によつては人畜に被害を生ずるおそれがある肥料について、施用基準を定める等の措置を講ずるとともに、販売の禁止に違反して販売された肥料について、その回収等を命ずることができるとしております。

第二に、許可を受けていない者による動物用医薬品の製造または輸入及び適正な表示のない動物用医薬品の家畜等に対する使用を禁止するとともに、家畜等に使用される蓋然性が高い医薬品について、使用基準を策定することができるとしております。

第三に、販売の禁止に違反して販売された農薬について、その回収等を命ずることができることとしております。

第四に、特定の家畜伝染病について、総合的に防疫を実施するための指針を作成するとともに、特定の家畜について、その家畜の飼養者が遵守すべき衛生管理基準を策定することとしております。

第五に、農畜水産物の生産に係る資材の承認等に当たつて、厚生労働大臣等の意見を聞かなければならぬこととし、連携の強化及び食品衛生法との整合性の確保を図ることとしております。

続きまして、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

牛海綿状脳症の発生を契機として国民の食の安全に対する信頼が損なわれているところであります。また、公益法人に対する行政の関与の適正化の観点から、飼料の検定制度について見直す必要があります。このような飼料をめぐる状況の変化にかんが

み、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する

制度を見直すこととし、この法律案を提出することとした次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、特定飼料等の製造業者について、品質管理の方法等が一定の要件を満たす場合には、農林水産大臣の登録を受けてこれを販売することができます。

第二に、有害な物質を含む飼料等について、販売の禁止に加えて、製造、輸入または使用を禁

止することができるとしております。

第三に、有害な物質を含む飼料等について、販

売の禁止に加えて、製造、輸入または使用を禁

止することができるとしております。

第四に、飼料の検定機関への行政の関与の適正化を図るため、安全性に関する特定飼料等の検定

を独立行政法人肥飼料検査所が行うこととする一

方、栄養成分に関する公定規格の検定について

は、検定機関を指定制から登録制に改めることと

しております。

第五に、飼料の基準及び規格の設定等を行う場

合には、厚生労働大臣の意見を聞かなければならぬこととし、連携の強化及び食品衛生法との整合性の確保を図ることとしております。

続きまして、地方自治法第一百五十六条第四項の規定に基づき、地方農政事務所及び北海道農政事務所の設置に関し承認を求める件の提案理由につきまして御説明申し上げます。

食糧庁の地方支分部局として、現在、食糧事務所及びその支所が設置されておりますが、このたび国会に提出いたしました農林水産省設置法の一

部を改正する法律案により、これらを廃止すると

ともに、從来食糧事務所が行つて來た事務や食品のリスク管理のための監視、指導等を担う地方支

分部局として、地方農政局の分掌機関である地方農政事務所及び本省直轄の北海道農政事務所を設置することとしております。

本件は、この農林水産省における地方支分部局

の再編に伴い、地方農政事務所及び北海道農政事務所を設置することについて、地方自治法第百五十六第四項の規定に基づく国会の御承認を求め

ようとするものであります。

以上が、これら法律案及び承認案件の提案の理

由及びその主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○小平委員長 これにて各案件の趣旨の説明は終りました。

○小平委員長 次に、内閣提出、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案及び牛の個体識別のための情報の管理

及び伝達に関する特別措置法案の両案を議題とい

たします。

○小平委員長 次に、内閣提出、食品の製造過程

の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案及び牛の個体識別のための情報の管理

及び伝達に関する特別措置法案の両案を議題とい

たします。

○小平委員長 この際、お諮りいたします。

両案審査のため、本日、政府参考人として農林水産省総合食料局長西藤久三君、生産局長須賀田菊仁君、農林水産技術会議事務局長石原一郎君、食糧庁長官石原葵君、外務省経済局長佐々江賢一郎君、厚生労働省健康局長高原亮治君及び医療局食品保健部長遠藤明君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小平委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。

○小平委員長 これより質疑に入ります。

○齊藤(淳)委員 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。齊藤淳君。

○齊藤(淳)委員 民主党の齊藤淳です。

○齊藤(淳)委員 関連諸法案のうち、食品の製造過程の管理の高

度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案について質問いたします。

まず最初に、経済の低迷が長期化し、企業が一

般的に新規投資に慎重になる中で、食品製造過程

の高度化について、支援策のあるべき姿について

お尋ねします。

農林水産大臣にお尋ねします。

少しき字になりますけれども、平成十年の

漁業センサスによれば、全国で一万四千余りある

水産加工業者のうち、およそ六五%がHACCP

手法の導入に対して積極的な意向を示していました

ことです。同じく水産庁の同様の調査によれば、平成十四年二月段階で、水産加工業者のうち、HACCP手法の導入率は一・四%にすぎなかつたとのことであります。

これは、水産加工業といふごく限られた業種でのことです。食品加工業全体に広げると、HACCP未導入企業の八割がHACCP導入を希望しているとのことです。

食品加工業界全体におけるHACCP導入へのニーズ、要望というのではなく強いものがあると思います。しかし、にもかかわらず、なかなか導入できることないという現状をどのように考えておられるか、最初に農林水産大臣にお尋ねしたいと思います。

○龜井国務大臣 今、数字をお示しいただきましたが、この制度の必要性はもう十分御理解いただいているわけでありまして、それぞれの関係の業界の皆さん方も、ぜひ利用したい、こういうようなことで、順次その希望がふえてきておるわけあります。

一方、大変厳しい経済状況もありまして、なかなか思うようにいかないわけであります。いろいろ制度融資をする手だてをいたしまして、それらが利用していただけるよう努めをしていかなければならぬ、このように考えております。

○齋藤(淳)委員 嶣しい経済状況の中で、理解が

高まる中で、しかし伸び悩んでいます。この状況を踏まえて、政策目的と政策手段の整合性について改めて伺いたいと思っています。

食品製造業者が一般的に、HACCPという作業工程管理手法に理解を示し、導入を積極的に考

えておられるという認識は大臣も共有しておられ

るようすれども、経営環境をめぐる現実は非常に厳しいものがあるわけです。

現行の支援策では低利融資と税制上の優遇措置

という二つの手段を組み合わせて使つてゐるわけですが、果たしてこれだけで十分なのか。また、

現行の低利融資制度が適切に運用されているもの

なのかどうか。事融資案件が絡むと、借り手のブ

ライバシーの問題があつて、なかなか情報を開示

してくれないという問題があつて、私たちは、そ

の支援策の妥当性を判断するのがなかなか難しい

という問題に突き当たります。

そこで、改めて政府にお尋ねするわけですがれども、高度化計画の認定が、平成十一年から十四年の中間、毎年約三十数件程度あります。これに比べて、食品産業品質管理高度化促進資金の融資実績というのは毎年十五件程度で、税制上の支援制度は数件にとどまっているというような割合になつています。

そもそも、高度化計画の認定数自体が少ない上に、促進資金の融資実績も少ないのでないか。もちろんこれは、経済低迷、長期化のせいにすることは簡単ではありますけれども、果たして現行の支援策がユーザーにとって、借り手にとって使いやすいものになつているのかどうか、改めて伺いたいと思います。

○西藤政府参考人 先生御指摘の、高度化計画の認定件数、融資実績について乖離がある状況は、御指摘のとおりのような状況にござります。

我々なりに要因を見てまいりますと、制度資金の活用はもちろん、計画の認定を受けた後、設備については自己資金で対応するというケース、あるいは他の今までの融資先とのつながり等から資金を手当てるというケース、あるいは残念ながら計画はできただけれども実行に移せないというケース、状況がございます。

先生御指摘のとおり、食品製造業、非常に中小企業の割合が高い状況でございます。私ども、そういう点では、本制度とあわせて別途、やはり技術蓄積あるいは人材育成という観点での予算的な

支援措置も行いながら、本制度の活用が円滑に進められたいというふうに考えております。

○齋藤(淳)委員 ありがとうございます。

確かに、この低利融資制度というのは、今までと適切な支援策だったのかもしれませんけれども、低金利そして成長時代がこのように長引きますと、幾ら低利であっても、借金してまで新規投資は二の足を踏む事業主体が非常に多い。

これはどのような制度金融にとっても共通する問題かと思われますけれども、時代に合った適切な支援策、そして透明性の確保、公正なる運用に努めていただきたいということをお願い申し上げて、次の質問に移りたいと思います。

ニーズに対し支援策がいかにこたえるかといふことを考えると、先ほど局長からも御指摘ございましたとおり、常に、中小零細企業対策をいかにすることか。といいますのも、ISO、HACCPに対するか。とともに、これまでの認可の実績を見ますと、どう

することを考えてみると、先ほど局長からも御指摘ございましたとおり、常に、中小零細企業対策をいかにと改めて感じている次第です。特に、中小零細企業が多いという日本の食品加工業の現状を踏まえた、現実的かつ適切な衛生管理のあり方を考

えていく必要が高のではないかと思います。

HACCPという極めて科学的、現代的な工程管理手法を取り入れていく一方で、例えば伝統的な加工の手法、地域の特色といったものとの調和を図つていく必要性もあるのではないかと思われます。実際、海外での議論を見てみると、望ましいHACCPのあり方について、中小零細企業に対する配慮があるのは発展途上業者に対する配慮

が附帯決議という形で盛り込まれております。

この点について、この五年間に具体的にどのよう

な対策が講じられてきたのか、改めて御説明願いたいと思います。

○西藤政府参考人 本制度、平成十年度に創設を

させていただきました。その後の融資実績の状況

を見ますと、融資実績は順次上昇してきている状況にございます。平成十三年、十四年、若干の変動はございますけれども、私ども、融資実績そのものは着実に上昇してきているし、HACCP手

法についての関係者の理解は深まつてきていると

いうふうに思つております。

そういう点で、私ども、本制度の普及啓発とい

うことで関係団体を通じて周知徹底を図つてきた

つもりでございますけれども、今回、制度改正を

させていただくに当たつて、改めて、中小企業者への支援強化と情報提供の充実ということで、関係者の理解とそれに基づく実効確保ということに努めていきたいと考えております。

○齋藤(淳)委員 中小零細企業に対しどのような配慮をここ五年間に講じてきたのかということを伺いたかったのですけれども、今後の運用において十分な配慮がされることを求めたいと思いま

す。

現在、HACCP導入支援策の議論をしているわけでありますけれども、支援策の議論と同時に並行で、やはり望ましい衛生管理のあり方に對して、HACCPがいかにあるべきかということを並行して議論していくなければならないのではないかと思

います。いかと改めて感じている次第です。特に、中小零細企業が多いという日本の食品加工業の現状を踏まえた、現実的かつ適切な衛生管理のあり方を考

えていく必要が高のではないかと思われます。

HACCPのガイドラインの見直しに当たましては、さはざりながら、HACCPの原則と申しますが、七原則十二手順ということ

で、いわば品質管理の一定の最低限の基準を図る

ため、HACCPのガイドラインの見直しに

当たましては、さはざりながら、HACCPの

原則と申しますが、七原則十二手順ということ

で、国際的にも国内的にもどのような形で議論を進めていくべきなのか。日本政府としてどのように見解を持つているのか。コーデックス委員会へ

例えばファードバックをする、日本の現状を照らし合わせて適切なHACCPの手法のあり方を提

案していく、そのような意思がおありか、聞いた

だだしいと思います。

○西藤政府参考人 先生御指摘のとおりでござい

ます。日本食卓の安心と日本の第一次産業を守る

に、日本の食卓の安全性といふことを考えるとき

に、食品製造業者に零細企業が多いということも

重要ですけれども、やはり、原材料から流通に至

るまで実に多様な調理加工過程を経て食卓に出て

いる長いフードシステムという現状も指摘でき

るかと思われます。

HACCPは、現状では、あくまで食品製造業

での、工場単位での導入ということになるわけ

すけれども、食の安全確保という原点に立ち返つて、ワンフレーズで言えば、農場から食卓まで、

一九九三年にHACCPシステムとその適用ガイドラインを採択し、各国にその採用を推奨しているわけでございます。

その後、今先生御指摘がありましたように、加

盟国の中で、ガイドラインが、専門知識や技術、

人的資源などの面で困難を抱える中小企業なりあ

るいは途上国に対して、HACCPを導入するに当たつて必ずしも十分じゃないんじゃないかとい

う問題提起がされているのは、そのとおりでござ

うふうに承知しております。

このような問題提起を受けまして、コ

ーデックス委員会では、現在、中小零細企業に配慮

をした、より柔軟な対応が可能となるようなガイ

ドラインについての見直しが議論されているとい

うふうに承知しております。

私も、HACCPのガイドラインの見直しに

当たましては、さはざりながら、HACCPの

原則と申しますが、七原則十二手順ということ

で、いわば品質管理の一定の最低限の基準を図る

ため、HACCPのガイドラインの見直しに

当たましては、さはざりながら、HACCPの

原則と申しますが、七原則十二手順ということ

で、いわば品質管理の一定の最低限の基準を図る

食品安全性、これを確保するために、例えば食肉であれば屠畜場、乳業であれば搾乳段階からHACCP的なシステムを導入していく必要性があるのかないのか。そして、その取り組みについて、政府の方針ないしは見解をただしたいと思います。

○渡辺(眞)大臣政務官 齋藤委員御指摘のとおり、食の安全という視点からすれば、食品の供給全過程においてHACCPによつてより高度な衛生管理をすべきだというふうには私どもも考えてゐるわけでございますが、今、食品業界の置かれている状況等考えますと、先生も御指摘のとおり、零細中小企業もあるというようなことを考えますと、直ちにこれを導入するというのは、経済的にも、あるいは人材供給の面におきましても、なかなか現実的でないわけでございます。

しかし、そちらはいつても、考え方としては、全行程におきましてHACCPを導入した方がいいということをございますから、HACCPの考え方をやはり導入して衛生管理を図つていく必要があるのではないか。

そこで、厚生労働省といたしましては、危害要因の分析ですとか、あるいはその発生防止対策、原材料の安全確認、記録の作成、保管などのそれぞれの段階で、HACCPに盛り込まれたような安全対策を取り上げていくことが可能ではないか、可能な部分をできるだけ取り上げていきたいというふうに思つております。販売食品等の安全性の確保に関する知識及び技術の習得を努力してほしいということにしてありますし、あるいは販売食品等の原材料の安全性の確保、あるいは自主検査の実施、それから、必要な記録の作成、保管、そういうものについてHACCPの考え方をなるべく入れてするようにということにしてあります。

今後とも、厚生労働省といたしましては、関係省庁と連携をしながら、食の安全の観点から全行程におきまして衛生管理の一層の向上に努めていきたい、こういうふうに考えております。

○齊藤(淳)委員 先ほど来、HACCPの導入に関しまして食品衛生法との関連での言及が多々出されているわけでありますけれども、食品の安全性ということを考えた場合に、食品衛生法も確かに重要なありますけれども、さきに衆議院を通じました食品安全基本法との関連でHACCPをどのように考えていくかということも、既にこの段階で検討していく必要があるのではないかと思われます。

そこで、食品安全基本法との関連でお伺いいたしましたけれども、さきの修正案におきまして、食品安全にかかる海外からの危険因子の流入について対応する規定が食品安全基本法に盛り込まれたわけであります。

食料自給率の低い我が国の現状を踏まえて、食品安全性を厳格に優先して考へるのであれば、輸入食品の安全性について検討していく必要が極めて高い。

また、一部では、海外で、HACCPを国際的に適用しようとする動きもあるようです。例えば米国では、水産加工物に対しまして、輸入業者に対して輸入品がHACCPにのっとって製造されたことを証明する義務を課しているようになります。現状では厳格には適用されていないようですが、それでも、長期的には義務化の方針を貫いていくという方針のようです。

国際化の時代に、我が国の食卓の安心と第一次産業を守るために、我が国政府の対応として、輸入食料品のHACCP確認などについて現時点での

○齊藤(淳)委員 ありがとうございます。

国内の義務化がまだで、業者の任意の取り組みに任せているという現状の中で、HACCPの導入をいかにインセンティブとして企業にとって有利なものと認識させるかということについて、次の質問とさせていただきたいんですけれども、要するに、HACCP制度の運用にかかる問題であります。

食品産業センターが平成十四年三月に行つた調査では、HACCPを導入していない企業に対し、HACCP導入を希望する理由というものを聞いたところ、衛生・品質管理レベルの向上、これが挙げた企業が八八%。次に大きな項目が、消費者に対する企業イメージの向上、これが三割。

つまり、HACCP導入において消費者イメージというものが二番目に重要だったという結果になつております。

○渡辺(眞)大臣政務官 我が国においては食料品の六〇%が輸入に依存しているということを考えますと、その安全性を確保する意味から、輸出国からの食料品に対しても衛生管理の点で厳重にしていくということは大変大切であります。そういう

う意味で、今のところ、相手国に對しまして、食肉等の一部の食品、水産食品につきましては衛生證明書を添付してほしい、添付しなきやいけないということがあります。

委員御指摘のとおり、HACCPの高度な衛生管理がされているかどうかということを義務づけることができます。したがいまして、内外において扱いに差別を設けることはこれは許されないわけでござります。

したがつて、今すぐに義務づけを相手国に對して行うということは大変難しいというふうに考えておりますが、今後、より高度な衛生管理技術が普及した場合には、我が国業者に對してもそういうことを義務づけていくというような段階が来ましたら、相手国に對してもそういうことを同時に考えていかなければいけない、こういうふうに考えております。

○西藤政府参考人 HACCP制度を普及していくことは、もちろん品質管理の高度化を通じて安全性の確保というのが第一点でございます。が、そのことがまさに消費者の利益に資する、そういう観点で我々は推進しているわけでございますので、そういう点から、消費者の理解が深まることによってHACCP手法の導入促進が図られる面があることは、そのとおりだというふうに思つております。

このため、私ども、消費者の方々とのいろいろな形での交流、あるいは安全に関するいろいろな御論議がある中を通じて、いろいろな機会を活用して、品質管理のまさにそういう優良事例の紹介、あるいはHACCP手法導入のメリット等について消費者サイドに積極的に周知を図つていく、そういう努力を、本年度から、特に安全、安心あるいは食生活という観点を含めて、食育活動を全国的に展開したいというふうに考えておる、そういう一環の中でも本問題も対応していきたいと考えております。

業界の皆さんのが手法をしつかり決めていただくな
のは重要な話であります、一方で、それが本当に
にHACCPと言えるかどうかということ。業界の
によって違うとか、県によつて違うとか、あるい
は農水省と厚労省で違うというんじやどんでもな
い話であります、これはやはり国がしつかりと
したものを持つていかなきやいけない。業界の
皆さんにそれぞれの品目についてつくついていただ
いたら、それはまさにHACCPであるか、ある
いはそうではないかところは明確にしなければ
ならぬし、それを明確にしない中で消費者
の皆さんに幾ら普及しようとしても、これは理解
されるはずがないと思います。あるいは、消費者
が理解しているというふうに言つていたとした
ら、それは誤解です。

りますが、コードックス委員会のガイドラインの中にはそれは入っていないんですね。だから、中に対しては必ずしもそういったものを強要する必要はないと思うんです。

をつくつて認証制度をつくるというのをやつてい
ますね、やつてはいるんですよ。茨城県がやつて
ます、長崎県もやつてはります、東京都もやつて
ます、愛知県もやつてはります、北海道もやつて
ます。それから、新潟県もやつておりますし、我
が静岡県もやつております。

は日本のパンのはHACCPでやつてあるから丈夫だよということが言えるかというと、言えないと。いんです。

したものをつくつていかなきやいけない。業界界の皆さんにそれぞれの品目についてつくついていただいたら、それはまさにHACCPであるか、あるいはそうではないかというところは明確にしなければならないし、それを明確にしない中で消費者の皆さんに幾ら普及しようとしても、これは理解されるはずがないと思います。あるいは、消費者が理解しているというふうに言つっていたとしたら、それは誤解です。

私は、そういう意味で、農水省さんと厚労省さん、どちらかといえばこれは厚労省の役割だと思つますが、そこをしつかりやつていただきかななければならぬ。その中で、中小企業や零細がでできるようなものもしつかりと承認をしていかなければいけない。中小零細が独自に、私たちもHACCPでございますということを言われてそのままやられたのでは、これはHACCP制度そのものが崩壊するわけでありますから、そこまでやるべきやいけない。今、齋藤委員からも、もっと安くすることができないかというような話がありました。

きだと思いますが、そういうことは取り組まれていらっしゃるでしょうか、どうでしょうか。
○西藤政府参考人 コーデックスのHACCPシステムのガイドラインの中では、七原則十二手順を定め、かつ微生物の生残または増殖による危害分析についてもその中で含めて、その対処をするための防止措置を講ずるということであって、具体的な施設整備をこうしなければならないという形でガイドラインが整備されているわけではない。というのは先生の御指摘のとおりでございます。
ただ、今申し上げましたような考え方を具体的な品目ごとにやはり当てはめていくと、私ども、微生物の危害防止をどうしていくかということを考えていきますと、やはり、清浄区域と非清浄区域を分ける、清浄区域の区画が隔壁で区分されている、製造ラインが交差しないというところが、品目ごとの製造工程の具体的なことも念頭に置きながら、かつ微生物の危害防止という観点を踏まえれば、この考え方は基本的に各品目にやはり共通していくのではないかというふうに思つております。

それが、つまり國の制度よりは若干ある意味で
甘いんです。少しは基準が低い。だけれども、ま
さに思想は H A C C P 思想なんです。H A C C P
思想でできるような業種をなるべく広くして、な
るべく簡易で入れられるようにして、なるべくお
金のかからないようにして、各都道府県が認証し
てやっていこうと言っているんです。

ですから、私は、各自治体がそれに積極的に取
り組むというのは大変すばらしいことだと思います
。それは農水省さんも厚労省さんもぜひ見習つ
ていただきたいところであります。ただ、一方で
、それぞれが勝手にやつてしまふと結局それをぞ
れの信頼性というものに差が出てしまりますか
ら、例えば、H A C C Pについてレベルをつけると
とか、ミニ H A C C P をするとか、これについて
はこういったやり方をする、ランクをつける、こ
ういうやり方はできるはずです。それをやらない
限り、今的基本構組みが前提でござりますと言つ
ている限りは絶対普及しないですよ、できないと
ころは幾らでもあるんですから。これでは結局で
きません。

あつたとしても国産品であつたとしても同等にや
はり安全性というのを確保していただかなければ
ならないといった話に当然なるわけでありまして、
そういう考え方からすれば、どうも現場で言われ
ているよう、農林漁業金融公庫の融資だから、
外国から輸入したもので材料にしてる場合はこ
の認定はなかなか受けられないなんというような
ことのないようにしていただかなければならぬ。
食料自給率を上げるために国産の食料 材料を使
つていただくというのも、確かに農水省として
は重要な政策として掲げているとは思いますが、
だからといって、食品の安全性ということを担保
しなければならないこの制度にその思想を盛り込
むと、結局、国内の生産者だけが厳しくなって、
輸入品に対しては非常に甘いという形になりかね
ないわけでですから、そうはならないようにしてい
ただきたい。

むしろ消費者の立場から考えて、輸入品であれ
国産品であれ、同等の安全性、高い安全性を担保
する、確保するということを突き詰めていった先
に、そうであるならば例えば地産地消だ、顔の見

コードックス委員会の方針の中でもいろいろとガイドラインが決められておりますが、この法律の基本方針の中にある、清浄度別の区画を隔壁により仕切る。壁をしつかりつくりなさい、仕切りをしつかりつくりなさい。清浄地域と非清浄地域、それから仕掛けり品の作業地域と、三つに分ける。三つに分けて、そこは壁をつくって空気の出入りがならないようになつて、それぞれ別の人のが作業するようになる。人がその地域を行ったりしないようにする。最低限それで人が三人にならなきやいけないし、仕切りを二つつくるだけのスペースがなければならぬという根拠になつた

中小企業者、零細企業者、あるいは途上国に対するコードエックスの世界で、コードエックスの場で、する対応ということで現在議論が行われております。私ども、我が国の実態、それぞれ地域の実態も踏まえながら、その議論にも積極的に参加しながら、中小企業の方あるいはそれぞれのところがどういう形で対応していくかということは工夫していくたいと思いますけれども、ただ、品質管理の高度化という基本的な観点で、基本的な枠組みは現在の形がやはり適切ではないかというふうに考えております。

それから、海外の例についても先ほど齋藤先生がおっしゃったとおり、日本でも結構やっているんですね。しかも、さらにそれは結構やっているんですね。しかし、さらによくいふと、例えば業種の中では、製パン業界についてこれから農水省さんやるというような話を先ほどおっしゃったが、製パンの業界の皆さんのお話を見ると、例えればアメリカのAIBというものがやっている。それは、今日本がやっているやろうとしているHACCPよりもはるかに厳しいといふことがあります。だから、そもそもそつち側をやってしまふと、全くの後追いでありますし、仮に、そわざで日本とつたとしても、アメリカに対しても、で

える食品だということになれば、やはり国内の方が、そこはある程度アドバンテージのあるところかもしれない。

だから、むしろこれは国際レベルに当然劣らないものをつくらなければならぬ。国際基準との間ですり合わせをしなければならないし、農水省と厚労省の間で六か五かなんて言つてゐる場合じゃないんですよ、全然。

こういつたものは、国内ではとにかくまず統一をしていただいて、そして、中小零細でも入れられるような基準をしつかりつくつていただき、その上で、消費者の方々に対して認知をしていた

だけるような普及をして、それをさらに進めていく中で、日本の国内の生産者の方々、こういった方々が一つの武器とできるような安全性というものを、これは国が一体となつて進めていくということにならなければならぬんだというふうに思つております。

大分時間がなくなりまして、私はかりしやべりまして申しわけありませんでした。が、ぜひ今回、期限が切れたからただただ延ばすとか、あるいは不景気だからH.A.C.C.P.をやればお金を貸すよないう発想ではなくて、まさにこの食品の安全行政という中で、こういったものを導入することは本当に必至であるという観点に立つて進めていただきたいということを指摘して、終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○小平委員長 次に、横崎欣弥君。

○横崎委員 民主党的横崎です。きょうは十五分という限られた時間ですので、問取りを受けた中から、トレーサビリティーシステム導入の発端となつたB.S.E.問題に絞って質問をさせていただきます。

そこで、そもそも感染ルートの解明はどうなつたのか。農水省においては、プロジェクトチームをつくつて、川下、川上からの調査を実施しているということを聞いておりますけれども、今日における状況というものをまず報告してください。○須賀田政府参考人 B.S.E.の感染源、感染経路、これまでたびたび御質問がございました。私どもは、大体三つのルート、一つがイタリアから輸入された肉骨粉ですけれども、一九九六年以前、O.I.E.の基準を満たしていなかつたという問題……（横崎委員「ちょっと大きな声で」と呼ぶ）

一つは、イタリアからの肉骨粉です。もう一つは、五つの配合飼料工場で混入の可能性が否定できなかつたということ。三番目には、今まで感染が確認されました七例に共通して給与されていた代用乳の中に、B.S.E.汚染国のオランダからの動

物性油脂がはじついていたという問題。

この三つに絞られて、集中して調査をしてきたわけでございますけれども、私どもはまだ特定するに至つていないという状況でございます。

そういうことで、この問題の隘路を切り開くといふことで、専門家によりますB.S.E.疫学検討チーム、これを立ち上げまして、これまで得たデータをすべてお出しいたしまして分析評価をしていただいているところでございます。

そして、この疫学検討チームは、過去の肉骨粉、輸入の生体牛、それから動物性油脂、こういうものの国内への侵入リスクあるいは暴露のリスクにつきまして複数の仮説を立てて、その規模と起こりやすさを追い込んで、いつ検証しようといふこと。それから、B.S.E.に感染した発生群とそうでない群の飼育方法とか飼料の給与のデータで比較考察をしよう。こういうような方針を立てまして、疫学的な分析評価の中間取りまとめをこの夏までにいたくという状況になつているところでございます。

○横崎委員 先月、我が党の鮫島議員が合同審査会において、どこかの段階でだれかがうそをついていたとしか思えないこのような趣旨の発言をされました。私も同感ですね。

今言われましたように、七頭の感染牛の共通事項があるわけですけれども、出生時期もさることながら、やはり私は、全農の子会社である科学飼料研究所高崎工場で製造された代用乳、ミルキーDAスーパー、これがどうも氣になります。たまたま同じものだつたという偶然の一一致説というものは、もう通用しないんじゃないですか。○須賀田政府参考人 酪農の場合、子牛の段階で

出されたところでございます。

そういうこともございまして、先ほど申し上げました専門家から成ります疫学検討チームにおきまして、他の感染源の可能性とあわせて分析評価をしていただいているところでございまして、先ほど申し上げましたように、中間的な取りまとめをこの夏までに行つていただくということとしているところでございます。

○横崎委員 私も、今言われましたオランダ産の獣脂、これの製造過程の中で汚染された肉骨粉が紛れ込んだのではないかという疑問を捨て切らなければ、いずれにしましても、まだ感染源の可能性は否定できないという姿勢だと思います。

ところが、全農は、消費者に情報開示をするどころか、一方的に代用乳は安全と宣言しているんですね。これでいいんですか。農水省はなめられているんじゃないですか。

○須賀田政府参考人 昨年、たしか農業新聞に先生が言われたような広告を全農サイドが出しました。このことは私どもも承知しております。直ちに七例共通の代用乳の原料として使用されたものの中に含まれていたオランダ産の動物性油脂、この内容は不適当ということで、訂正の広告を出させたところでございます。

れについて、昨年六月に現地調査、オランダへの調査をしたわけでございます。その動物性油脂の由来でございますとか製造工程について調べさせていただきました。

一つは、その原料が牛の脂身ということございまして背脂肪とか腹腔内の脂身でございまして、危険なところは自主的に原料から除去をされましたが、そのことが判明をいたしました。

それから、その動物性油脂は純度が非常に高いものであったという可能性が高いということが判明をいたしました。

今言われましたように、七頭の感染牛の共通事項があるわけですけれども、出生時期もさることながら、やはり私は、全農の子会社である科学飼料研究所高崎工場で製造された代用乳、ミルキーDAスーパー、これがどうも氣になります。たまたま同じものだつたという偶然の一一致説と

いうのは、もう通用しないんじゃないですか。○須賀田政府参考人 酪農の場合、子牛の段階で

出させたところでございます。

○横崎委員 私は、やはり偽装事件に通じる全農の体質があらわれている、このように思います。そこで、農水省の消費者に軸足を置く行政といふものを持ち出しておられるわけですから、これまでの感染ルート解明作業について、中間報告という形でも国民に報告すべきではないですか。

○須賀田政府参考人 私ども、感染源の究明のためのチームをつくりました。合計十二名おりますけれども、国内のいろいろな工場、それから海外のイタリア、オランダ等の調査等をいたしました。過去の結果を二回取りまとめて発表をさせていただいているところでございまして、今後も明をいたしました。

それから、飼料用の油脂の製造ラインというのは他の製造ラインと分離をされておりまして、他のものが混入する可能性が非常に低いということございまして、私どもとしては、この動物性油脂がB.S.E.の感染源となつたという確証を得るに至らなかつたということでおございます。

そういうこともございまして、先ほど申し上げました専門家から成ります疫学検討チームにおきまして、他の感染源の可能性とあわせて分析評価をしていただいているところでございまして、先ほど申し上げましたように、中間的な取りまとめをこの夏までに行つていただくということとしているところでございます。

○横崎委員 私も、今言われましたオランダ産の獣脂、これの製造過程の中で汚染された肉骨粉が紛れ込んだのではないかという疑問を捨て切らなければ、いずれにしましても、まだ感染源の可能性は否定できないという姿勢だと思います。

ところが、全農は、消費者に情報開示をするどころか、一方的に代用乳は安全と宣言しているんですね。これでいいんですか。農水省はなめられているんじゃないですか。

○須賀田政府参考人 昨年、たしか農業新聞に先生が言われたような広告を全農サイドが出しました。このことは私どもも承知しております。直ちに七例共通の代用乳の原料として使用されたものの中に含まれていたオランダ産の動物性油脂、この内容は不適當ということで、訂正の広告を出させたところでございます。

○横崎委員 いわゆる内部告発によつて大手食品会社からも逮捕者がいる事件も発生したわけですが

けれども、今回とも相まって、言いかえればこの制度の皆さんさが指摘されていると思うんですね。

そこで、今回閣下した業者名が公表されないということはどういうことでしょうか。これは、公示することによって、この制度の今言いました皆さんさ、そして指導の不徹底を逆に業者から指摘されることを恐れたからじゃないんですか。

○北村副大臣 先生から今御指摘のあったことににおいて、公表の基準というものを示されたわけでもあります。この委員会で、検討は昨年の七月から八月にかけて四回検討委員会を実施していたので、公表の基準を示されております。

その公表の基準におきましては、例えば箱の詰めかえなどの故意が認められたものについては原則公表しよう、あるいは一方で、自主点検の報告が事前になされているなどの場合にはあえて公表する必要があるかどうかは勘案することというようだい、公表の基準といふものを検討委員会で出されている。それに照らして、私も含めた弁護士やあるいは元検事等で構成されております牛肉在庫保管・処分事業に係る判定委員会を開催して、一件ずつ実検討をする業者がないということです。

○植崎委員 情状酌量という点も含まれているのかもしれませんけれども、消費者から見れば、やはり農水省の対応は疑惑が残るとわざるを得ない。そのことを指摘して、終わります。

○小平委員長 次に、鮫島宗明君。

○鮫島委員 ちょっとと植崎さんの質問の続きを一問だけさせていただきます。

須賀田局長にお伺いしたいんですけども、問題となっている代用乳のミルフレードAスープー、一九九六年前後につくられていたものの販売先、

その販売先のルートに沿って、それを給与された牛の群の追跡調査というのはやっているんでしますか。

例えば、死亡廢用牛の比率がえらく高いとか、そういうおかしな数字が出てくる可能性もあるんじやないか。あるいは、まだ現在七歳とか八歳でいる牛について、もう一度丁寧な目視検査をするとか、ミルフレードAスーパーを一九九六年四月前に与えられた牛の群については準疑似畜産的な見方が必要じやないかと思いますが、そっち側から調査というのはやっているんでしょうか。

○須賀田政府参考人 たしか一例目から四例か五例目まで、たしか九六年の何ヶ月の範囲に集中して感染が確認されたということがございました。そして、それらが共通して与えられていたのが代用乳であったということがございまして、その年に生まれたものを強制的に連れてきて殺してみると、うなこともできませんので、農家の同意を得て、できるだけ病性鑑定の方へ回すようにということで、一頭たしか六万円の支払いをするような措置をとりまして、できる限りの病性鑑定に誘引するという手法をとったのが一つでございます。

それから、そういう牛に与えられて代用乳のロットが幾つかで特定できないか、もし特定でききるなら、その成分というものをきつちり見られないかということで調査に入ったわけでございましょう。すけれども、なかなかそのときのロットが残つていなかつたというようなこともあります。この点からいなかつたのかななか難航をしているという状況でございます。

○鮫島委員 その当時の九六年四月前後のミルフレードAがどの範囲に売られて、どういう酪農家のところまで行ったのかという追跡はできないわけですか。

ますのですから、なかなか特定的に追跡というのが難しい状況にあったということでございまます。

○鮫島委員 済みません、ちょっと私の予告してあった質問と違うんですが、本題の牛のトレーサビリティー法案についてお伺いたしますけれども、これはよく読んでみたらなかなか難しい法案で、法律効果がどこにあるのかが読めば読むほどわからない。どうも頭が痛くなってくるしというふうなことで、ちょっと最初にSARSのことだけ聞きます。

これはコロナウイルスが原因だというふうに言われていますが、動物、家畜でもコロナウイルス由来の病気というふうなのはあるんでしょうか。

○北村副大臣 その道の専門家ではありませんけれども、あるというふうに学んでおります。

然宿主といったましては、人の風邪とか、牛、豚、犬、猫、ウサギ、マウス、鶏などを確認しております。

それで、人のコロナウイルスは、上気道炎を症状といたします風邪の原因ウイルスの一つでござりますし、動物のコロナウイルスについては、ただ御指摘ありましたように、豚とか猫とか鶏とか、さまざまの病変を起こすことが知られています。しかしながら、いわゆる新しいSARSウイルスの、動物に感染することができるか、なればSARSコロナウイルスが検出されたといいます。

しかし、これはもう御案内のとおり、この二月ぐらいに国際研究プロジェクトが発足いたしまして毎日のように情報が更新されているという状況でございますので、今後とも、WHOないしはWHOが組織しました十カ国、十を超える研究機関おりますが、そういうふうな国際的な情報に耳を傾けて、もし必要な施策がありましたら早急に対策をとりたい、そういうふうに考えております。

○鮫島委員 ゼビ、しつかり情報を持つていただきたいと思います。

本題に入りますが、牛のトレーサビリティー法案、これは、食品安全基本法のときにも問題になりましたが、牛のトレーサビリティー法案、これは、食品安全基本法のときにも問題になりましたが、牛のモツ煮も入りません。要するに、入らなければ、タンとかハラミは入りません。

ハンバーガーの肉も入りません。それからスパゲッティミートソースのミートソースも入りません。牛のモツ煮も入りません。要するに、入らない部分がたくさんあるわけで、およそ食材として供される牛肉の何%ぐらいがこの法案の対象になると、うに考えでしようか。

○須賀田政府参考人 私どもが牛肉の流通経路から推定をしているわけでございます。先ほど先生から例に挙げられましたモツ煮とかそういう内臓肉部分は、そもそも牛肉の対象から外れておりますので、牛肉を分母といたしますと、牛肉、枝肉、部分肉、精肉、すき焼き用とかステーキ用などとか、この部分が全体の五五%でございます。

あと、外食産業で使つていてるのが三七%を占めるわけでござりますけれども、我々が将来的に対象にしようとしている、しゃぶしゃぶですとかすき焼き店ですとかステーキ店がその三七%のうちの四〇%ぐらいを占めると、いうことで、一四、五%ですか、全体からいくと。

この五五プラス一五%ぐらいが対象になるんじゃないかというふうに考えております。

○鮫島委員 普通の消費者感覚からいえば、六三%が輸入肉で三七%が国産牛、国産牛のうちのタンとかハラミが牛じゃないというふうには、普通食べる人は思わないわけで、それも牛の食材といふうに思つて食しているわけですが、多分、大ざっぱに言つて、二五%、約四分の一がこのトレーサビリティーの対象になる量だと思います。

つまり、国産比率が三七で、そこから内臓とかいろいろなものを落としていくと、約四分の一、二五%が、食せんに供される牛製品のうちの四分の一が対象になるのじゃないかと思います。

この法律の立法目的は、あくまでもBSEの蔓延防止のためということがうたわれているわけでありますが、消費者保護という理念はこの中に入つてないんじょうか。

○須賀田政府参考人 この牛肉のトレーサビリティーの法案、おつしやいますように、BSEの感染国になつた我が国において、全頭検査体制が整えられているわけでございまして、そこでBSE感染牛が確認されたといった場合に、疑似患畜等を追跡できるという意味があるわけでございます。

一方におきまして、消費者にとりましては、個体識別番号を通じまして、牛肉の原料となる牛の装表示の防止にも役立つ、自分が食べている肉がどこでどれものかというようなことにも役立つことで、消費者の利益の増進ということでもあります。

もちろんこの法律の目的に入つていているところでございます。

○鮫島委員 確かに、目的のところに、履歴情報の提供を促進し、もつて消費者の利益の増進を図るという部分はあります。食品安全基本法の基本理念の中に、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識が重要だというふうに食品安全法でうたわれ、その傘の中にあるトレーサビリティー法、この中では、国民の健康の保護が最も重要だというはつきりした文言もなければ、消費者保護という表現もない。

つまり、情報提供して消費者の知る権利を多少サービスしますよということになつていて、あくまでBSEの蔓延を防止するための措置の実施の基礎とするというのが目的の中心になつてゐるわけです。

厚生労働省にお伺いしますが、九六年、O157で死亡した人の数は何人でしょうか。

○遠藤政府参考人 厚生労働省に報告がございました腸管出血性大腸菌O157の食中毒による死者の数でございますけれども、平成八年八人、九年ゼロ……（鮫島委員「トータルで」と呼ぶ）トータルでよろしくござりますか。平成八年以降、十四年までに二十一人が把握をされております。

○鮫島委員 では、同じ九六年四月以降でいいんですが、今日までにBSE由来で死亡した方の数は零人でありますか、国内でBSEで死んだ人間はいるんですか。

○遠藤政府参考人 これまで国内ではパリアントCJDの報告はございませんので、当然、死者もございません。

○鮫島委員 この法律ではBSEの蔓延を防止するための措置の実施というふうになつていて、O157とかサルモネラ菌による被害の防止というのがこの法律の目的に入つてあるんでしようか。

○須賀田政府参考人 先生御承知のとおり、この法律といいますのは、一昨年でございましたが、我が国初のBSEの感染牛の確認というのが、かつてないほど国民の皆様方に食に対する不安を与えた。そして、毎日毎日、屠畜される牛につきましては全頭検査をやつてあるという状況を踏まえまして、なかなか牛肉に対する消費者の信頼の回復というのが困難な、だんだん回復はしてきておりますけれども、現状は、牛肉の安全性に対して、EUの制度等を見ながら、牛肉の安全性能を確保を図るということで導入をしたわけでございます。

O157でございますとかサルモネラでございまますとか、そういうものが発生した場合に、製品の回収だとかそういうことを行つてということを目的にしたものではございません。

○鮫島委員 ですから、消費者保護、消費者の健康が第一ですという食品安全基本法にうたわれてゐる理念が、このトレーサビリティー法案の中で生かされていないんですね。

一般的に、トレーサビリティー、追跡可能性は何のためにやるかといえば、EUでも既に数年前から定着していますが、製品に欠陥が見つかった場合に消費者保護にとって最も重要なのがトレーサビリティーである。トレーサビリティーは、食品の回収を円滑にするとともに、問題になつてゐる製品に関する的を得た正確な情報を消費者に提供することを可能にする、これが世界的なトレーサビリティーの概念なんです。

今回政府が提案している牛肉トレーサビリティーは、こういう世界の常識から非常に大きく外れて、BSEの蔓延防止のためのトレーサビリティー。そうすると、家畜染病予防法もBSEの予防と蔓延防止がうたわれてあると思いますが、それを補完するというような位置づけなんでしょうか。

○須賀田政府参考人 一般的に食品のトレーサビリティーといいますのは、先生が言われましたように、消費者に正確な情報を提供して食品に対する信頼を得る、万が一事故があつた場合には追溯可能なものということで一般的にトレーサビリティーといつてございます。

その中でも、牛肉はBSEの発生がありましたので、プラスの目的として、今全頭検査をしていまます、BSEの感染牛が発見されます、そうすると疑似患畜その他については処分する必要がございます。そういうものの追跡が可能で、消費者に對して、こういう肉がここにありますよということを情報提供できるということで、罰則による義務化、耳標の装着でございますとか情報の届け出、それから個体識別番号の伝達、そういうものを罰則の担保による義務化として加重的に制度化したのが牛肉のトレーサビリティでございまして、一般的のトレーサビリティの上に、そういう目的を持つているとお考えをいただきたいというふうに思つております。

○鮫島委員 私も、牛肉のトレーサビリティーといふ世界の中に、O157もあり、サルモネラ菌もあり、残留生物質もあり、あるいは場合によつては合成されたホルモン剤の問題などもあり、健康にマイナスの影響を及ぼすと思われるような因子はたくさんあるわけですが、あくまでもBSEの蔓延防止というところに絞つて、消費者保護、消費者の健康の保護が最も重要なという概念が消えてしまつてゐるのが非常に悩ましいというか、わけのわからぬ理由なんです。

去年の七月二十三日、アメリカのコンアグラ・ピー・フ社が極めて大規模なO157事件を起こしたというのは御存じでしょうか。

○遠藤政府参考人 昨年の七月に米国農務省が、大手食品メーカーにおいてO157に汚染されている可能性のある牛ひき肉が回収されている旨を

公表した事件というふうに承知をしております。

○鮫島委員 史上二番目のO157被害と言われていますが、全部で八千五百トンのひき肉が回収された。

このコンアグラ社というのはアメリカの大手の

食肉メーカーですので、多分、ここからも日本には輸出されておりますね。そのことを確認できま

すでしょうか。このときの問題のロットかどうかは別として、このコンアグラ社の肉というのは日本に入っているのかどうか。

○遠藤政府参考人 当時、厚生労働省におきまして、当該メーカーの牛ひき肉の輸入実績の調査を行いました。また、当該メーカーの牛ひき肉の輸入届け出がなされた場合には輸入手続を保留するよう検疫所に指示し、当該メーカーの牛ひき肉以外の牛肉に対する輸入時のモニタリング検査の強化を行いました。

その結果、平成十三年一月から平成十四年七月までの間に、当該メーカーの牛ひき肉の輸入実績はございませんでした。

○鮫島委員 では、このコンアグラ社が七月に事故を起こしたときに、例えば、日本側として当分の間、つまりHACCPが適正に機能しているかどうかを日本の立場から確認するまでは、そこから日本向けの出荷を停止するというような措置をとりましたでしょうか。

○遠藤政府参考人 当該メーカーの牛ひき肉、先ほど申し上げましたように輸入実績がなかつたと

いうこと、それから牛ひき肉以外の牛肉についても輸入時のモニタリング検査でO157は検出をされなかつたというふうなことでございます。また、平成十四年七月以降も当該メーカーの牛ひき肉の輸入実績がないということです。

○鮫島委員 微妙にひき肉、ひき肉とつけていますが、別にひき肉だけを対象にする必要はなく問題があつた、それはどこへ飛び散つてあるかわからないわけですから、国際的な常識からいえ

ば、例えばEUだつたらここからの出荷はとめるはずですよ。それで査察に入つて、絶対、事故が二度と起きる心配がないということが確認される

まではコンアグラ社から日本への出荷は認めないというのが、多分、国際的な常識だと思います

が、この今回の法律が成立すると、厚生労働省の方はそういう措置のとり方が変わつてくるんで

しようか。

アメリカの大手の食肉メーカーは連邦検査官の検査を受けないで自主検査でオーケーということになつてゐると思いますが、そういう大手のメーカーから日本に出荷されている牛肉で、ある種事

故が起つたときに、当面そこの出荷を、日本本向けの輸出を停止するというような措置を今後

とるつもりがあるか。この法律が成立することがきづけになるのか根拠になるのかどうかわかりませんが。

○遠藤政府参考人 今後、輸出国におきましてO157汚染牛ひき肉が回収をされているというふうな情報を入手した場合には、我が国におきましても、食品衛生法第四条の第三号に該当をすると

いうことで、輸入実績を調査し、回収対象ロットの製品の輸入がある場合には輸入者に対し回収を指示、それから当該メーカーの他のロットの製品に対するモニタリング検査の強化、あるいは必要に応じ命令検査の実施といったふうな措置をとる

つもりであります。

○鮫島委員 ある種ケース・バイ・ケースと。緩

いですね、普通に消費者の健康が第一というふうに考えた場合に。

今私がちょっとと言いましたけれども、アメリカ

の大手の食肉メーカーは自主検査でいい、連邦検査官の検査を受けなくていいというのが連邦食肉

検査法で決まっているんじやないかと思いますが、それは事実確認できますか。

○遠藤政府参考人 検査を行つてあるかどうか。

○鮫島委員 連邦食肉検査法では、コンアグラ社のような大手企業については会社の自主検査にゆ

だねおり、連邦検査官による検査は行つていな

いというのは事実でしようか。

○遠藤政府参考人 私どもの承知しております範囲では、米国におきまして、食肉のO157やサルモネラ菌等の微生物検査について、過去六ヶ月間検出がなく、日常的に検査を行つてある食肉処理施設、もしくは牛肉の購入元に対して全ロット検査を要求している食肉処理施設、もしくは屠畜

処理において有機酸熱湯により枝肉の汚染制御を行つてある食肉処理施設については、原則として検査を行わないことができるというふうな通知があることを承知しております。

○鮫島委員 ちょっと余り時間をむだにしないでいただきたいので、最後の結論だけ。

ですから、今言つたような条件を満たしていところは連邦検査官による検査を行わなくてよい

らしい、会社の自主検査でいいという体制になつてゐるわけですね。そういうところが去年の七月

に八千五百トンの肉を回収するようなO157の大きな事件を起こしました。

そういうことに対して、内外無差別で、国産と同じようにはり消費者の口に入るわけでですか

ら、健康を守るためにそういう体制をしかなければいけないと思いますが、今回のこのトレーサビリティ法案は全然そういう世界について機能す

るようになつていいと思うんですが、その辺、どういうふうに思いますか。この法律ができたか

らといつて、今言つたようなコンアグラ社の事件のようなものに迅速に対応し、これよりも強い措

置がとれるという機能は、この法律は全くないで

すよね。それはそういう解釈でいいのでしょうか。

○須賀田政府参考人 先生今言われましたよ

うな、安全でござりますとか健康に直結するような

問題というのは、食品衛生行政の世界の問題とし

て、検疫なり食品衛生法に基づく規格基準の運用

なりでちゃんと対応するという仕組みでございま

す。

このトレーサビリティーというのは、国内の牛

と牛肉との対応関係についての情報をきちっと末端の消費者まで伝えるというものでございます

で、ちょっと場面の違う問題だというふうに考えておりまして、この法律ができたからといって、アメリカのO157の問題ですとかに対応できる

ようなものになつてゐるわけではございません。

○鮫島委員 要するに食品衛生行政とは別分野の法律として整備されているということが、だんだんこういうやりとりをしているうちにわかってくるので、何となく一般の常識からいうと大分違う

ような気がするんですが。

この提案理由説明のときに大臣が、こういう法律をつくると、「牛一頭ごとにその飼養履歴等に

係る情報を一元的に管理し、BSEが発生した場合に過去の同居牛等を迅速に特定できる仕組みを新たに構築することが必要です」というのをこの

提案理由説明の中で述べているわけですが、では、患者が屠畜場で見つかりました、そうした

あるいは二ヵ月前に既に出荷されていた、さら、疑似患者が一ヵ月前に既に出荷されていた、

あるいは二ヵ月前に既に出荷されて食肉として末端にまで出回つているぞということがわかつた場合に、これは同居牛等を個体識別番号に基づいて早急に回収するということなんでしょうか。つまり、この法律効果がわからないので聞いています

あります。

○須賀田政府参考人 屠畜場で全頭検査をしまして患畜が見つかつた、そうすると、今、家畜伝染病予防法で、給餌、同じえさを食つておつたとか

同居しておつたとか、そういう疑似患者は特定をして殺処分をする。こういう仕組みになつて

いることがあります。(鮫島委員「それが出荷され

ていることもわかつたら」と呼ぶ)出荷されてい

たというになりましたら、科学的にはこの肉

というのは安全だということになつておりますので、健康上どうのこうのという問題がないわけ

でござりますけれども、できるだけこのシステムを活用いたしまして追跡をいたしまして、消費者に

その旨を情報としてお伝えするということは可能だというふうに思つております。

○鮫島委員 ちょっとはつきりしてもらいたいのですが、患者が見つかりました。それで疑似患畜の範囲を特定したら、既に出荷されて末端の流通段階に行っているものがあるということがわかつたら、全部番号がついているわけですから、それによつて追跡してその製品を全部回収するのか。つまり、この法律がBSEの蔓延の防止に役に立つというのが全然わからないわけですよ。個体識別番号をつけたところで別にBSEの蔓延の防止じゃないし。だから、何をやるのか、BSEの蔓延の防止とこの法律がどういうふうに関係しているのか全くわからないもので聞いているんです。

もしその疑似患畜が既にスーパーの店頭なんかに出回っていたら、それは慌てて回収しますよ

いうと、では全頭検査を何のためにやつているのかと。今だつて、疑似患畜が屠畜場に出ている可

能性はあるわけですよね、患者がたまたま見つか

る順序が後先になつて、疑似患畜を回収するとい

ういうふうに消費者に説明するんですか。

○須賀田政府参考人 まず、科学的な問題、制度

的な問題と、消費者に安心を与えるという問題

と、二つに分けて考えていただきたいわけでござ

いませんけれども、制度的、科学的には疑似患畜の

肉というのは安全なわけございまして、食品衛

生法上も、回収しろだとかそういうふうにはなつ

ていないわけでございます。

ただ、消費者に安心を与えるという意味で、関

係の業者さんが自主的に回収をしたいというよう

な行動をとる、あるいは消費者としては知りたい

というようなニーズがある、そういう場合に、情

報を伝達いたしましてそういう動きの一助とす

る、こういうものでございます。

○鮫島委員 私は、ちょっと何かある種の混乱を

生むんじやないかと思うんですね、疑似患畜を

回収するというようなことになると。そうすると、今だつて、屠畜場に出ているものが、いつこれが疑似患畜に変わるかどうかわからぬつたとすると、では一年前のあれは疑似患畜だった、しかし、そのときはもうみんな食つちやつていたということですが、だから、今の全頭検査はそういうことがあつても大丈夫なようになつてゐるわけで、疑似患畜の肉も、何のために回収するのかわかりませんが、一応回収しますよ」という話になると、どれが疑似患畜でそれが正常な話になつて、もう一回、私は牛肉の世界に混ざつたといふふうに機能するんですか。

これは、私は非常に、フランスの例でもそうで

すが、全部この個体識別番号をつけて、牛一頭に

つきラベル約二千枚、二百グラムとか三百グラム

のパッケージまで全部ラベルを張るうとすると、

二千枚ぐらい一頭につきかかる。そのことによつて加工流通コストがフランスで約一割上がつたと

言われていますが、それだけの社会的なコストを要求するわけですね。それで、一方で、BSE

蔓延防止の効果が見えない。何か疑似患畜の肉を

慌てて回収するぐらいしか効果がないんだとした

ら何なんだ、この法律はと。

だから、どういうふうにこれをやるとBSEの蔓延が防止されるのか、もうちょっとわかりやす

く言つてほしいんです。それだけの巨額の社会的なコストをかける効果がどこにあるのか。

○須賀田政府参考人 このシステム、制度の第一

の目的といいますのは、消費者に、個体識別番号

を通じまして、自分が購入した牛肉とその原料に

も思われちやうところもあるわけです。

そして、BSEの蔓延防止はどこで役に立つの

かということでございます。

今まで、屠畜場でBSEの感染牛が確認されたということになりますと、直ちにその生産農家のところへ行きまして、まず調べて、どこから牛を導入したかを聞きまして、その導入元にも行

きまして、どうなつておるどうなつておるというので残つてゐる疑似患畜を特定して、殺処分をする。相当時間がかかるわけでございます。

これが新しい仕組みになりますと、BSE感染牛を確認した、そしたら、その同居牛なり疑似

患畜なりはどうなつておるかといふのは、個体識別番号を追跡することによりまして、今の仕組みに比べれば格段早く、出荷途中の生体牛を押さえ

ますとか、あるいは科学的にはいいんですけども注意を呼びかけるとか、そういうことが可能

になる、そういう意味でございます。

○鮫島委員 かなり苦しい答弁で、この法律の第一の目的はBSEの蔓延防止で、別に消費者に対する情報の提供は第一の目的じゃないですよ、普通に読めば。

それから、今おつしやつた話は、では現状はどうなつてゐるか。今、例えばどこかで患畜が見つ

かた、全頭検査で見つかったら、すぐトレース

バックできて、それで同居牛が特定できるわけ

でしょう。別に、この法律がないと疑似患畜が特定できないわけじゃないでしょ。これまで七頭発生して、全部かなり迅速に疑似患畜の特定できた

じゃないですか。

だから、別にこの法律ができなくても、今おつ

しゃつた生産現場から屠畜場までというのは、今

だつて別に、情報はかなり自由に流れるので、

この法律の目的は、屠畜場から店頭、食卓まで、

こここのところをつなぐのが今度の法律の目的で

しょう。そうすると、そのこととBSEの蔓延防

止がどういうふうに関係あるんですかということ

が、その必要性、必要な限度かといつたような

点が説明されなければ、WTO協定上、問題とな

り得ると考えております。したがいまして、この

整合性の問題につきましては、輸出国の個別の国

の事情も考えながら判断しなければいけないと

例え

ば

百歩譲

つて

二つ

あります

が、一つ

は、アメ

リカ

やオース

トラ

リア

も日本と同

レベ

ル

の、これも

食

品

安

全

基

本

法

の

中

で

國

内

外

に

統

一

さ

れ

て

い

る

の

で

は

、

こ

の

文

字

が

一

番

急

所

の

と

こ

の

に

入

り

ま

し

た

の

と

こ

の

に

入

り

ま

し

た

の

と

こ

の

に

入

り

ま

し

た

の

と

こ

の

に

入

り

ま

し

た

の

と

こ

の

に

入

り

ま

し

た

の

と

こ

の

に

入

り

ま

し

た

の

と

こ

の

に

入

り

ま

し

た

の

と

こ

の

に

入

り

ま

し

た

の

と

こ

の

に

入

り

ま

し

た

の

と

こ

の

に

入

り

ま

し

た

の

と

こ

の

に

入

り

ま

し

た

の

と

こ

の

に

入

り

ま

し

た

の

と

こ

の

に

入

り

ま

し

た

の

と

こ

の

に

入

り

ま

し

た

の

と

こ

の

に

入

り

ま

し

た

の

と

こ</p

うふうに考えております。

○鮫島委員 それは、大体どう答えるかはわかっているというか、オーストラリア、アメリカはBSE発生国じゃないから、だからこの法律で言うようなトレーサビリティーは必要ない、したがって日本と同じ仕組みを要求するのは理不尽だとう組み立てなんでしょうが、それは余りにも食品衛生的な観点が薄くて、サルモネラとかO157とか、それから成長ホルモンを使っている可能性もある。そういう意味では、消費者、国民の健康が第一と、それは外務省だって共通にそういう考え方がないわけで、そのために、日本と同じような、要するに内外無差別、内外同質の安全性を要求するというのは、私は当然のことだと思います。

オーストラリアは非常に個体識別は昔から盛んですが、今どのくらいオーストラリアではこういう個体識別が普及しているのかどうか、今後、それがどのくらい拡大していくのかというのはわかりますでしょか。

○須賀田政府参考人 豪州は、一九九五年、ビクトリア州で任意の取り組みとして個体識別制度が発足をいたしまして、一九九九年から全豪に広がっているわけでございます。

役所と団体が実施主体になりまして、個体識別のマイクロチップとかカブセルを投入しておるという仕組みでございまして、二〇〇二年の九月現在、牛の頭数で見て約二割程度の加入状況となつております。

これは、先生も御存じのよう、EUが肥育ホルモンフリーの肉しか輸入しないということで、豪州側がそれに対応するためにはそんなんにないのではないかといふふうに思われる一方で、やはり豪州でも消費者の安全、安心に対する関心という状況でございます。

ただ、EUへ出す肉の量というのが、近年、六千トンから一万トン程度でございますので、その面からは余り拡大する要素というのではなくないのではないかといふふうに思われる一方で、やはり豪州でも消費者の安全、安心に対する関心と

いうのが高まっていると思われますので、その面からも拡大もあるのかなということで、ちょっとと今のことろ推定できません。

○鮫島委員 もう時間がないので、あと一問だけ終わりますが、オーストラリアは、ことしから来年にかけて約七百二十五万頭にまで達すると見込まれているというのがオーストラリアのパンフレットであります。七百二十五万頭。だから、日本で三百三十万頭、国産で屠畜していますが、日本に輸出するのに十分な量まで個体識別がもうオーストラリアは可能になつてると私は思います。多分アメリカは全然だめでしょ。

ですから、そういう内外無差別、消費者の権利

保護というのがやはり一番大事なので、あるいは

BSEの蔓延防止、そういう観点から、一方でコ

ストはかなりかかりますという全体像を見ると、

私どもとしては、この法律は意味がない、とても

も賛成できないという結論です。

技術会議につだけ聞きますが、本当はトレーニ

サビリティーを内臓やひき肉まで含めて全部やろ

うと思うと、百三十万頭の牛のDNA登録が全部

できれば、あとはややこしいことをしなくても、

何か事故があつたら、ひき肉だろうが内臓だろう

がタンだらうが、そのDNAを分析してこの個体

だということがわかれれば、一番科学的で正確なト

レースバックだと思いますが、こういう、私も

ちよつと専門じゃないのでわからないんですけど、

えました。

平成十二年、これは私も衆議院議員になりまし

て初年度でございますので忘れもしませんが、雪

印乳業の黄色ブドウ球菌による食中毒事件、雪

印乳業の黄色ブドウ球

されるように、牛肉のパックでございますとか店頭表示パネルボードでございますとか、そういうところに番号の表示を行つて、かつ、その記録を管理する。帳簿を備えつけるわけでございます。こういうことによつて、順次消費者の手元までその番号が、情報が行くようになつたといふふうに考えております。

どのように確認するのかということをごいよいよして、私どもの職員が、生産者段階で耳標がちゃんと装着されているかどうか、家畜改良センターにちゃんと届け出を行っているかどうか、こういうものを立入調査等によつて確認したいといふうに考へておるわけでござります。また、業者段階にも同じように、適正に帳簿を備えつけてあるかどうかもあわせて確認をしたい。

そして、一番重要なのは、屠畜場で屠畜され
す牛すべて、これは年間百三十万頭ぐらいおりま
すけれども、この肉片をDNA検査のサンプルと
してとっておきまして、一方で、小売段階での牛
肉について、これもサンプルで集取して、果たし
て一致するかどうか、きちんと情報が伝達され
いるかどうかをそれによって確認したい、同一性
を確認したい。このような確認方法を考えている
ところでございます。

○江田（康）委員 今答弁されましたように、生産者から流通、消費までモニタリングして管理をなされることは、独立行政法人畜産改良センターにおきまして、個体識別番号により、牛の個体識別番号が一元管理されるということなんですね。この管理してある情報と、この法案では、個体識別番号、年号、生年月日、雌雄の別、母体の個体識別番号、それから出生から屠畜までの間の飼養地及び飼養者等々が記載、伝達されるように管理されるようになるということです。

歴、それからワクチン、動物用のワクチンでしょ
うけれども、投薬の履歴、そういうのに消費者は
非常に关心を持つていてるところなんですが、そ
ういうものが欠如しているように思えます。
この牛肉の生産、流通の各段階におきまして、
品種の情報、それから、こういう飼料の給与履歴
の情報、投薬履歴の情報、これらは非常に重要で
あると考えておりますけれども、その取り扱い、
今後のお考えについて、どのようにお考えか教えて
いただきたいと思います。

者の商品選択の上からも非常に重要な情報でござりますので、私ども、牛の個体識別台帳に記録すべき事項、その他農林水産省令で定める事項といふのがございます。その中できちっと定めまして、必要な情報を義務的に提供するというふうなものにしたいと考えております。その具体的なやり方については、今後、関係者の意見を踏まえながら、どこまで細分化するかということは検討をしていきたいというふうに考えているところでございます。

次に、どんな飼料を与えたか、どんな動物用医薬品等を与えたかという情報でございます。

関心のある方には非常に重要な情報だというふうに考えておりますが、ただ、これを義務化するとなるとなかなか農家の負担が大変でございまして、一頭ごとに飼料給与あるいは動物用医薬品の給与の状況を一々記録して届けてもらう、国が一々確認するというのは、なかなかコスト的に大変でございますので、これを義務として義務づけるというのではなくか難しいうございますが、任意の制度として、飼料の給与情報でござりますとか動物用医薬品の投与の情報でございますとかもういうものを、食品の生産履歴情報を消費者に正確に伝えることを第三者機関に認証してもらいうわゆる特定JAS制度こういう任意の制度として、それに興味のある方が任意に参加をしてもらいうということで進捗をしていくというのが現実的

な方法ではないかといふに考へてゐるところ
でございます。

○江田(康委員) 確かに、今御答弁にありました
ように、品質は政令レベルですか……(須賀田政
府参考人「省令」と呼ぶ)省令レベルで情報の管
理ができるのではないかということでおいかと想
うんですが、飼料給与履歴、これに關
しては、政府がすべて一々にこれをチエックして
おりましたら、確かにコストもかかる、人件費も
かかる、時間もかかるというようなことで、任章
の制度として、第三者、民間の団体が情報を管理す
るというようなことは一つには現実的ではない
かなと思います。

大事なことは、徹底してそれらが消費者の皆さ
ん方に、望めばそれがとにかく入手できるとい
うか、情報を知ることができる、こういうことで食
の安全、安心をさらにさらに確保していくいた
だきたいと思ひますので、この質問に関してはそ
れで御答弁は結構でございます。

次に参りますが、これは北村副大臣にお伺い
いたします。

今回、北村副大臣の北海道でも、BSE問題で
国産牛肉の消費が非常に大打撃を受けて、生産か
ら流通段階におけるまで、それにかかわる関係業
者等、非常に大変な状況であつたんですが、今消
費が大分戻つてきている。

こういう中において、国産牛肉につきまして
は、トレーサビリティーが今回こうやって確立さ
れることによりまして、その安心、安全が確保さ
れることになると思うんですね。さらに、国産牛
肉は、輸入牛肉と比較しまして高いけれども非常
においしい、そういう品質面でまさつていているとい
うことから、国産牛肉の消費はむしろ拡大してい
くべきものだというふうに考えております。私の
出身の熊本でも、和牛ではございますが、肥後の
赤牛、褐毛和牛、これは非常においしい品種でござ
ります。

アメリカとかオーストラリアでは、もちろんB
SEが発生していないから制度は要らないわけな
どございます。

で、こういうような制度は確立していないわけですね。だから、いわゆるチェックされていない、生産履歴も管理されていないという状況です。しかし、我が国は、今回の問題が起つたからこのトレーサビリティーシステムを導入して、徹底して消費者の方々に食の安全情報を提供する。こうしたことになつてまいりますので、いわゆるこのトレーサビリティーシステムが我が国は確立されている、一方、輸入牛肉はその制度はない、したがつて、チェックはされていない。

ここを差別化することによって、国産牛肉の消費を拡大していく。先ほども申しますように、転んでもただでは起きない、そういう消費拡大の努力を国が率先してやつていくべきと思いますけれども、これについて副大臣はどのようにお考えですか、教えていただきたいと思います。

○北村副大臣 先生からの御質問につきましては、先生御承知のとおり、一昨年、先生と一緒に、食の安全法をどうするかという議論の中で、どんなにいろいろな制度をつくっても完璧なものはない、そういう認識の中で、やはり一番大切なものは、消費者の方々にきちっとした情報を伝えることです、その情報の中で消費者の方が自分の健康等々タグについては自分みずからがきちんと管理をしたり決定をしていくということのための情報を的確に伝えようではないか、こういう議論をしたのを覚えております。

そういう意味では、今回のトレーサビリティーの制度といふものは、まさしく消費者の方々にこの情報をきちっと伝えていける、そういう制度である。

そのことが、国内産と輸入産の中では、国内のものであれば情報はいつどういうようなときでもアクセスすることができますよと、そのことによって安心、安全というものが自分なりにきちっとと判定ができる。しかし、輸入していくものについては、どういうような養い方をされたかということもわからない、どういうような経歴があるのかということがわからないという意味では、今先生

生がおっしゃったとおり、そういう面で区別化、差別化というんでしようか、そういうことで、国内のものなら情報的に自分がよく知っている、それを買って食べようじゃないかという意味では、

PRをきちっとして消費者の方々にこの制度の持っている意義というものをきっと伝えていくことが我々農水省の役目であり、また国会の役目ではないか、このように思いまして、国内産と海外産との区別化、差別化にとつてはこのことは大きな一步である、このように思っております。

○北村副大臣 今まで、BSEが発生して以来、トレーサビリティーのことにつきましてはそれぞれ役所の中でもP-Rをやってまいりましたが、この法律を皆さん御審議の中で成立をさせたいたい、今度は我々の役所の中特に地方

における仕組みを変えていきますので、そういう職員の方々が現場に出て、特に消費者の方々あるいは販売店の皆さん方に、こういうトレーサビリティーの制度ですと、こういうことをやはり足で、そして現場を最重点的に回させるための努力を我が省は全力を挙げてやっていきたい、このようについておもいます。

○江田(康)委員 せひとともこの差別化を実現して、積極的に国がまた地方自治体を指導しながらやつていいいただきたいと思うんです。

というような、一方ではちょっともる刃のやいば的なところがございますので、具体的には何かいいお知恵があるかななどということをお聞きしたかつたんです。またこれはぜひとも政府とも協議をしていきたいと思つております。

牛肉に比べて価格が高ければ、今はいいんですけども、最終的に消費者は安いものに向かってい
く可能性がございます。そうすると、国産牛肉の
消費がやはり低下していくことにもなりかねな
い。

今は、たまたまBSE問題が起きたから、ある時期牛肉が安くなつた。そして、そのころに、私と一緒にかもしれませんけれども、安いときにおいて

しい国産の牛肉を食べようということで、そのときに消費されて、そしてそのおいしさを改めてわかつて、それでいて、価格は今戻っているんだけれど、当費は国産牛丼が高い、大体が一皿寺として

れとも、消費は国产牛肉は高いと思ふ。されど、いふ、こうしたことだとは思うのですけれども、いずれ、やはり価格競争となりますと、消費の方で国産牛肉が低下する可能性がござります。そ

いう意味で、海外との競争に勝つために、肉用牛の低コスト生産を推進して、これを実現すべきだと考えます。

これは大臣にお聞きいたしますけれども、この低コスト生産を実現するための畜産業界の構造改革というか、そういうところにおいて政府の方針についてお考えをお聞きしたいと思います。

○亀井国務大臣 いろいろお話しいたきましたとおり、この制度を導入することによりまして国産牛肉の安全性に対する信頼確保が図られ、そし

て国産牛への消費回帰が図られる、せひそのことを願うわけであります。

しなければならないわけでありまして、肉用牛生産の構造改革を推進する必要があるわけであります。経営実態に即し、低コストな建物や農機具を

必要最小限整備するなど新規投資額を可能な限り抑え、規模拡大を図つていただく。特に、繁殖經營については、放牧の積極的な推進や分娩間隔の

短縮、肥育経営については、増体量の向上、飼料給与方法の改善、個体能力の的確な把握及び肥育期間の適正化等、コスト低減のための対策を実施

○江田(康)委員 してまいりたい、このように考えております。わかりました。ぜひともこの構

造改革を進めて、国際競争力に勝つ畜産業界の体制を整えながら、国産牛肉の消費拡大を、これを

機に大いに拡大していきたい。御協力してまいりますので、ぜひともよろしくお願ひ申し上げます。

それと次に、時間がございませんか、HACCP支援法について幾つか質問をさせていただきます。

平成十二年の雪印乳業による食中毒事件、これによりまして、HACCPを導入していただけれども何にも役に立たなかつたじやないかというよう

な印象を目にしますが、これは非常に残念でございます。先ほどから質問等があつておりましたけれども、そういう印象を与えたことは否めない。しかし、一方では、HACCOというのほ

これまで国民にはほとんど知られていなかつた、それが注目されるようになつてきつた、そういうプラスアルファの効果もあつたかもしません。

ここでHACCPについてちょっと一言申しますと、HACCPというのは、私がこれまで担当しておりました医薬品の開発におけるGM

P制度、これに匹敵する、それよりも基準は低いものではござりますけれども、そういう非常に高度管理ができるシステムであります。今回の事件

は、HACCPそのものが問題であったわけではなくて、やはりこの運用面、ソフト面に大きな問題があつたということが今回の分析の結果だろう

HACCPというのにはこういうものです。国際的な食品規格を策定する機関である、先ほどお話ししたISO組織が開発した規格です。

ら言われているコードックス委員会が推奨しているもので、最終製品を抜き取るだけの検査で製品の管理をしようとしていた従来の方法とは違います。

して、原料の受け入れから入荷、保管、加熱、冷却、包装、出荷、例えはそういうような各ステップが一つの製品をつくるまでの間にございます。

その各ステップにおいて継続的に監視するため
に、一つ一つ記録を保管していく。そして機器
を、いろいろな機械を用いてデータを出して、そ

そういう点で、運用面の充実を図りつつ、最低限の内容を想定いたしておるつもりでございますので、その作成や実施が事業者にとって過度の負担になるというようなことはないと思いますし、ないようしていく必要があるというふうに思つております。

○江田(康)委員 もう時間が来ておりますので、最後ではございますけれども、今御答弁されましたように、運用面、ソフト面に配慮した改正ということで、高度化計画、そういう運用に関する事項、七事項ですか、七手順に従つてやつておられるその運用に関する計画事項、記載事項、こういう高度化計画の記載事項を充実させるということをございますが、言われたように、やはりこれは経験と専門性を備えた、そういう専門家が必要なんですね。先ほどからいろいろと議論されておりますけれども、HACCP自体がどこまで基準を上げて、そして管理していくべきものか、そのソフト面においては、やはり海外に学ぶことは非常に大きいと思います。

それと、厚生労働省の管轄であるところの医薬品においては、そういうGMPシステムがござります。もちろん厚生労働省がHACCPのこういう管理についてもしっかりと主導してやっていかなくてはならないところでございますが、この厚生労働省との連携をしっかりといただかなないと実のあるものにはならないというの、先ほどからの質疑、答弁でも私は非常に実感を受けました。

さらには、やはり自治体、県ごとにHACCPの基準をつくって、そして努力しておりますので、そういう横の連携もしっかりとられながら、國が國の連携ですか、國、県、地方自治体との連携、現在のHACCPの導入のその手順等についてしつかり連携をとつていただきながら、國がリーダーシップをとつていただく。

そして、最終的には国際的なレベルに近づけつつも、やはり過度な負担にならないように、厳しくなり過ぎないように、これは医薬品みたいに直

接体の中に投与するものではなくて、食べていくという食品でございますので、そこら辺においては基準が全然違うんですね。それと同じように、うことで、高度化計画、そういう運用に関する事項、七事項ですか、七手順に従つてやつておられるその運用に関する計画事項、記載事項、こういう高度化計画の記載事項を充実させるということをございますが、言われたように、やはりこれは経験と専門性を備えた、そういう専門家が必要なんですね。先ほどからいろいろと議論されておりますけれども、HACCP自体がどこまで基準を上げて、そして管理していくべきものか、そのソフト面においては、やはり海外に学ぶことは非常に大きいと思います。

そういうところに、この法律を成立させていくには当然だとして、その準備を着々と進めていただきたい。

周知徹底、指導育成していただきたいということを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○小平委員長 次に、山田正彦君。

○山田(正)委員 きょうは亀井大臣に、このトレーサビリティーの問題、これを少し議論させていただきたいと思っております。

きのう、私ども農水委員会で大宮の方に、埼玉の方に視察に行つたわけです。その中で高橋畜産の商事の社長さんのお話を聞いたときに、深谷牛二頭についてはトレーサビリティーは何とかできる、あと、そのカット屋さんですが、扱っている三百頭の牛、F1、交雑種等については正直にとても不可能だという話を申しておりました。

これは大変手間暇というのはかかるわけなんですが、現実に、一頭ずつの部分肉、さらにスライスされた肉までの個体管理というんですか、これ

の中では、関係者からお話を伺つたわけありますけれども、処理的に、牛につきましたは一日五十頭、こういうようなことでありますから、機械的に大変進んだ機械を使っておるので牛については五十頭ということではできる、こうい

うようなお話を承つたわけであります。

しかし、あの工程を拝見いたしますときに、いろいろ難しい問題もあるようにも承知をして帰つてきましたよなわけでありまして、ぜひこれからいろいろの努力をしてそれが完全に実施できるよう

なことを考えなければならないという点は、あの視察の中でも感じている面もございます。

○山田(正)委員 私はかつて肉屋も六店舗ほどやっておりまして、その工程というのは自分でよく承知しているつもりなんですが、その中で、今回のトレーサビリティーであそこまでやるといふことは大変な負担です。

実はその高橋畜産の工場長さんからもお話を聞いたんですが、我々がきのう見たときに、十人でもつて一日約十五頭分のカットをやるといふお話をしたが、トレーサビリティーをすべてに

実施するにしたら、あと二人必要である、事務の方ももう一人必要である、そうしたら、カット屋さんですけれども、コストだけで二割はかかる

と。

さらに、きのうイトーヨーカドーに行つたわけですが、ラベルを張つたりいろいろな形でのコスト。全体、生産者がさらに耳標等の個体識別をして、飼料、えさ等についてもすべて記録していくとしたら、大変な手間暇とそのコストは、私は、

全体として牛肉に一割から二割ぐらいはコスト分として高くならざるを得ない、そう考えますが、大臣、どう思われますか。

○亀井国務大臣 一割、二割、この辺の数字は何とも私も計算することもできませんけれども、それなりのコストの上昇ということは考えられるわ

けであります。

私が見てまいりました神奈川の場合は、大変新しい機械を導入して、まさに一番最新の機械、た

また三つの屠場を合併するということが予定されておりまして、その設備をした経緯もございまして、拝見する中では非常にいろいろ頭脳を使つておやりになつておるわけであります。その辺の負担が、コストがどこまでかということはわからないわけであります。今委員御指摘の一、二割、できるだけそのコストがかからないような努力もまた考えなければならないと思います。コストのアップは、これは理解できるところでござい

ます。

○山田(正)委員 大臣、いわゆる消費者にとって安心、安全な牛肉だけれども、しかし、どれほどコストがかかる高い牛肉につくのか、今回トレーサビリティーを実施するとして大体どれくらいのコスト高になるのか、それについて大臣自身は数字もつかんでおられないんですか。概略でいいのですが、それくらいのことは今回トレーサビリティー実施に当たつて当然農水省としても大臣としても考慮しなければ、大変な負担をかけるわけですから。御回答ください。

○亀井国務大臣 流通過程におけるコスト負担につきましては、新たにラベルプリンタつきの機械を導入するとか、牛肉パックに個体識別番号等の表示を行う場合の機械に、食肉小売店で約八十萬、あるいは大規模な肉センターでは五百万程

度が必要、このように承知をいたしております。

○山田(正)委員 機械については、確かに、いわゆる個体識別と重量とをラベルに打ち出すとしたが、それくらい新しい機械を、カット工場では五百ぐらい必要だと言つていました。

ト負担が生ずるか、これは食肉販売業者の営業規模等々にもよりまして状況が異なるのではなかろうか、このように考えます。

したがつて、どのくらいと。先ほど委員御指摘の「一、二割、これは数字的にも理解する数字でありますけれども、規模等々によりまして、また機械の違い等々にもよりますと思ひますけれども、差があるのでなかろうか、こう思います。

○山田(正)委員 これ以上話をしても、大臣としては機械でかかる分については承知しているようですが、それ以上のコストがどれだけ牛肉に転嫁されていくか、コストがどれくらいかかるといふかということについてはどうやら掌握していないようなので、次の問題に移らせていただきたいと 思います。

このいわゆるトレーサビリティを実施した場合に、それだけの、例えばカット工場において二割ぐらいは、もつとかかるかもしませんといふ工場長の返事でしたが、それをはじめてやつてみるとところと、それから、まじめにやらずに、今度の食肉の偽装管理とか、あのBSEのときにおけるいろいろありました。そういうことが発生するおそれが十分ある。そういったものに対して、地方農政事務所の八百四十人が仮にそれを監視するとしても二年間に一回しか行けないというふうにお聞きしておりますが、あのBSEの食肉の保管の問題から考えても、そんなことで一体、現場として、いわゆるまじめにやるところと、ただ単なるごまかしでやるところと、実を伴わないトレーサビリティ実施になつて、まじめな人が損をしてしまうということになりやしないのか。大臣、どう考えますか。

○鷲井国務大臣 それぞれ、この制度を活用して、このシステムに従つて、法に基づきましてぜひその仕事をしていただきたい、こうお願いをするわけでありまして、あわせて、今回の組織改正、消費・安全局、そして地方までいろいろその体制をつくるわけありますので、今委員から御指摘の二年に一遍、こんなことにならないよう

に、ぜひ精力的にそれらの調査なりができるような体制を私どもとしてもしつかりつくつていかなればならない。また、そのようにさせる所存で

○山田(正)委員　どの事業所が、一年間にどれだけのお店、どういうところをいわゆる検査して、その結果はすべて公表できますか。これは質問事項になつたんですが、大臣の個人的見解で、答えられなければ答えなくとも結構です。

○亀井国務大臣　どういう形でこれからどういう調査等々、これらの問題もありますけれども、やはりできる限りのことはしなければならないこと、このように承知をいたします。

○山田(正)委員　イトーヨーカドーさんを見せていただいたんですが、イトーヨーカドーさんで大

体五割は輸入の牛肉だと。

実際、日本の牛肉の自給率は三五%で、あとは輸入牛肉なんですが、国産の牛肉に対しては、トレーサビリティで大変な負担を流通業者、小売業者、生産者にかけている。ところが、輸入の牛肉、これは、アメリカにおいては全くトレーサビリティをやつていない。そうすると、アメリカから入っている肉が今輸入牛肉で五一%とすれば、その肉が、同じ店で、同じところに売られておる。

アメリカについては、トレーサビリティのいわゆるそういう要求、これはなくなされていない。大臣、こんなことでいいのかどうか。

○亀井国務大臣 委員御承知のとおり、このトレーサビリティの導入は、BSEの問題、このことを主眼として、疑似患畜の迅速な特定、あるいはまた消費者の信頼確保、こういう視点であります。

輸入牛肉につきましては、原産国表示、こういうこととあわせて、JAS法に基づくわけでありまして、その辺を、アメリカやあるいはまたオーストラリアはBSEが発生していない国でもあるわけであります。

ぜひ、このトレーサビリティの導入によりま

して、消費者の理解、そういうものも、これを進める中で、お店で消費者の皆さん方が関心を持ついただき理解が深まる中で、その辺の、国産と

輸入牛肉との問題といふのは理解が得られてくるんではなかろうか、このように私は思います。

○山田(正)委員 国産では今度のトレーサビリティーの実施で一割から二割のコスト負担をしながら、そして同じところで輸入のアメリカ産の牛肉については何もなされないままに売られておつて、それでいいと。今の発言、今の答えは、それでいい、それで消費者に理解を求めるという趣旨なのかな。イエスかノーで答えていただきたい。

○亀井国務大臣 イエスかノーカの答えというのはなかなか難しい話でありますけれども、この制度を導入してぜひ消費者の信頼確保をと。あるい

○山田(正)委員 大臣、少し考え方違ひしているんじゃないですか。

アメリカが日本からの食肉の輸入に対してどのような厳しい措置を、知つておられるか。アメリカが日本からの牛肉を輸入するときにはどういう規制をしておるか、知つておられるか。知つておられたら、簡単に、三分ぐらいでお答えいただきたい。

○渡辺(眞)大臣政務官 山田委員の、今度は逆に、我が国からのアメリカに対する輸出の制度でございますが、アメリカの方の食肉の輸入に関する検査制度は連邦のレギュレーションによつて決められておりまして、食肉検査制度を有する一定の要件に適合する国からのみ食肉を輸入いたしております。

我が国から米国への食肉の輸出につきましては、あらかじめ厚生労働省が、米国が定めておるレギュレーションに合致していると認定した屠畜場ですとか食肉処理場で処理されたもののみが日本からは輸出されております。

そのレギュレーションの内容でありますと、おるわけでありますから、国民の皆さん方はさつと御理解をいただける、このように思います。

設とか設備の構造あるいは材質についての基準があります。それから、屠殺解体あるいは分割のための衛生管理基準も定められております。それから

ら、HACCP方式による衛生管理実施基準もあります。これらに合致するかどうかを、厚生労働省があらかじめ指定しましたと畜検査員、これは県の職員が普通ですが、そういう人がサインした対米食肉輸出証明書が添付された食肉のみが米国に輸出できることになつております。

○山田(正)委員 農水大臣によく聞いてほしいいろいろですが、対米輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定要綱、それでこれだけあります。「一、三十ページは十分あるんです、細かい数字で。その中に、先ほど言つたいろいろな細かい、背割りのやり方からナインフの使い方から、厳しい規制が屠場においてます。」

て管理基準で決められています。中には殆ど物質に関するモニタリング、そこまで要求されている。日本の牛肉をいわゆるBSE発生前にアメリカに輸出するとしたら、アメリカがそれだけの規制をしているかというと、先ほどの鮫島議員の質問だと、アメリカの太手は、何と言ったかな、サルモネラ菌ですか、については、いわゆる自主検査、その会社の自主検査にゆだねている。日本とは大違いで。国際法上のいわゆるTBT協定。国内と同等のもの以上のもとを求めてアメリカは輸入規制を日本にしている、これは国際法上違反である。

それくらいの要求をしているアメリカに対して、いいですか、大臣。この前、食品安全基本法注を修正して通しましたのは御承知のとおり。その中に、国内外の食品を、外国からの食品も、輸入食品も、その食品供給の行程において同等に扱うというふうに修正が成った。そういう趣旨からして、大臣の答弁、いわゆる、輸入は輸入、国内は国内ということを通るのかどうか。大臣の答弁そのものが、この前修正して出した食品安全基本法に違反しているじゃありませんか。

○鶴井国務大臣 今回のトレーサビリティーの法律につきましては、先ほど来申し上げており

ますとおり、BSEの問題、このことでこの制度を考えるわけでありまして、先ほど来、価格のお話、店頭に輸入牛肉と国産、こう出ておったときの価格のことを御指摘いただいたわけあります。が、この制度、BSEの問題、こういうことで進めるわけありまして、ぜひそのことは消費者の方にも御理解をいただきたい。そういう制度を導入することによって、いわゆる消費者の信頼、こういうものを回復できるものでございますので、ぜひ御理解をいただきたいと思います。

○山田(正)委員 大臣、さっきから同じことで、消費者に理解を求めたい、消費者に理解を求めたいと思ふ。私が聞いているのは、輸入牛肉に対する対応で、本来なら、トレーサビリティー、国のいわゆるトレーサビリティー、牛肉についてあると同等のものでなければ、食品安全基本法の中に書いてあるように、輸入品だけは特別例外でトレーサビリティーがなくともいいということでは、この食品安全基本法に違反するんじゃないのか。違反するのか違反しないのか、そこだけ答えてもらえばいいんです。

○亀井国務大臣 輸入牛肉につきましては、BSEの発生国でないわけでありまして、ぜひそのことはまずお考えいただきたいと思います。

また、衛生措置としても、輸入牛肉に個体識別情報の伝達を求めるということは、主要な輸出国から、十分な科学的根拠がなくSPS協定違反であると強く批判されること等は必至である、このようにも考へられるわけであります。厚生労働省が確認をして、そしてその手続によりまして輸入をしておるわけでありますから、我が国がトレーサビリティーを導入して牛肉につきまして今回BSEの問題を契機にこのような措置をするわけでありますので、輸入の問題につきましては、それぞの国が、特にBSEが発生していない国、そしてさらに、衛生的なそれぞれの基準に従つて検査をしているわけでありますので、これは、トレーサビリティーを導入していいというようなことであつても構わない話ではなかろうか

と思います。

○山田(正)委員 大臣は、いわゆる輸入牛肉に対して店頭で売つてもいい、そういうお考え方かに今聞いてきました。

この食品安全基本法に言つているところの「国」の内外における食品供給の行程。これについても同じように扱う。当然、アメリカからの輸入のものについても、トレーサビリティーがないもののについては輸入しない、流通させない、店に並べない。国内外を問わず、国の食品安全と安心とかしい。

だから、まずこの食品安全基本法に対応して、大臣は、これはあなた自身が提案して通した法律です。これについての見解を、回答をいただきたいと言つておるんです。

○亀井国務大臣 輸入時にいろいろな検査をする

わけでございまして、現行の食品衛生法第五条第二項に基づきまして、我が国と同等以上の基準に基づき衛生的に処理された旨の輸出国政府機関が発行した衛生証明書、これが添付を義務づけておるわけでありますので、その面で問題はない、このように思います。

○山田(正)委員 全然回答になつていないです。いいですか。私が言つているのは、この食品安全基本法に言つてある「国」の内外における食品供給の行程。いわゆるトレーサビリティーの親法ですから、すべてにおいて輸入品も輸出品も平等に食品安全と安心の見地で規制するということに、輸入の牛肉だけを自由にさせることは、これは反してやらないかと言つていいのです。僕が言つておるのは、いわゆる輸入の牛でどういうものが発生したかということをきちんと日本国が保護するためには、O157も含まれるし、ほかのサルモネラ菌とかあるいはBSE、そういうものも含まれます。

○山田(正)委員 副大臣、ちょっと誤解しているようですね。僕が言つておるのは、いわゆるこのSPP協定に基づく必要な限度においての科学的な根拠がないから、BSEがないからアメリカはBSE発生の国じゃないから、いわゆるSPP協定に基づく必要な限度においての科学的な根拠がないから、BSEがないからアメリカからの輸入については規制することができない、さきの答弁でそういう発言をしたかに聞こえました。

ところが、先ほど鮫島議員が話しましたように、昨年の七月、アメリカのコナクラ社がO157で既に八千五百トンの牛肉を回収している、いわゆるひき肉だということですが、そのとき、コナクラ社から日本もその牛肉を輸入しておきながら、それについて、先ほど鮫島議員も言つておりますが、もう安全であるということの確認がありませんが、O157も含まれるし、ほかのサルモネラ菌とかあるいはBSE、そういうものも含まれます。

日本人の生命あるいは健康、それを保護するために、アメリカで昨年の七月にそういう大騒動があつた、そういうところの国に対するは当然のこと、トレーサビリティーに基づかないものは入れないという要求をしておけば、例えばその回収等において、どの牛でどういうものが発生したかということをきちんと日本国が保護のためには十分な措置ができるということで話している。大臣、いかがですか。大臣にお答えいただきたい。

○亀井国務大臣 科学的な根拠に基づきまして輸入の問題があるわけでありまして、今、O157の問題、いろいろな問題につきまして御指摘がありましたけれども、あのときの話は、先ほどの話を伺つておりますが、現状ではその運用の実績といふものはないわけでありまして、万一そのような科学的な問題で問題の生ずるようなときであ

る。そういう措置が必要になると考えるが、大臣、いかがですか。

○北村副大臣 山田委員からの御質問の中にO157とトレーサビリティーをしっかりとやらなければなりません。O157が防げないということではありません。これは全く、O157は食品安全法に従つてやるものであつて、トレーサビリティーを幾らやつてもO157が防げるという問題ではありません。それだけは御理解をまずいただきたいと思います。

○亀井国務大臣 昨年夏に議員立法によりまして創設されたいわゆる包括的輸入禁止、この規定に基づく輸入禁止措置を発動することも考えられるわけであります。もしそのようなものであれば、これは現地調査やまた二国間の協議をしなければならないわけであります。それぞれの手続に基づきまして輸入をしておるわけであります。それで、先ほど来申し上げましたとおり、厚生労働省等々の衛生機関での検査、こういうものがあるわけでありますから、それに違反するということであれば今申し上げたような措置をとるということになるわけであります。

○山田(正)委員 大臣は、食品安全基本法に違反するということであればそれなりの措置をとりたいたいふうに私もお聞きした。そういうことで、先に進めさせていただきます。

では、いわゆる輸入のものに対して、例えば、アメリカはBSE発生の国じゃないから、いわゆるSPP協定に基づく必要な限度においての科学的な根拠がないから、BSEがないからアメリカからの輸入については規制することができない、さきの答弁でそういう発言をしたかに聞こえました。

ところが、先ほど鮫島議員が話しましたように、昨年の七月、アメリカのコナクラ社がO157で既に八千五百トンの牛肉を回収している、いわゆるひき肉だということですが、そのとき、コナクラ社から日本もその牛肉を輸入しておきながら、それについて、先ほど鮫島議員も言つておりますが、もう安全であるということの確認がありませんが、O157も含まれるし、ほかのサルモネラ菌とかあるいはBSE、そういうものも含まれます。

日本人の生命あるいは健康、それを保護するために、アメリカで昨年の七月にそういう大騒動があつた、そういうところの国に対するは当然のこと、トレーサビリティーに基づかないものは入れないという要求をしておけば、例えばその回収等において、どの牛でどういうものが発生したかということをきちんと日本国が保護のためには十分な措置ができるということで話している。大臣、いかがですか。大臣にお答えいただきたい。

○亀井国務大臣 科学的な根拠に基づきまして輸入の問題があるわけでありまして、今、O157の問題、いろいろな問題につきまして御指摘があつたけれども、あのときの話は、先ほどの話を伺つておりますが、現状ではその運用の実績といふものはないわけでありまして、万一そのよ

れば、それは考えなければならないことではなからうか、こう思います。

○山田(正)委員 大臣、前向きでなかなか結構だと思います。どうかひとつ前向きに検討していただいて。いわゆるS P S協定に反したのはアメリカの方であって、アメリカは国内の条件よりも日本に厳しいものを求めているわけですから、これはS P S違反で日本がむしろアメリカを訴えなきゃいけない。日本としてもトレーサビリティー実施ぐらいのことはアメリカに要求して当然であり、それがなければアメリカの牛肉は一切輸入しない、ひとつそういう点での御検討をお願いすることとして、次の質問に移りたいと思います。

関連質問ですが、B S Eのへい死牛の検査の実施なんですが、これは法律の第六条の二是「地理的条件により当該検査を行うことが困難である場合」ということになります。例外的な場合

しか、すべてが本来やらなければいけないのが、実際にへい死牛の検査ができるに至ったのは

四十七都道府県のうち三十、道はないんですね、三十都府県にとどまつた。

ここは私もかかわったので非常にはつきり覚えているんですが、この特別措置法第六条二項を受けての省令、これには「死亡した牛の検査を行う施設が存しない離島その他の地域において」と。

「離島その他の地域」と、いわゆる物理的な条件を入れていて、大変限定期に省令も決めております。

「当該検査を行うことが困難である」、そういう

た場合は平成十六年度までへい死牛の検査を持つ。もうヨーロッパではとっくに始めているB S Eのへい死牛検査ですから。これが実際にはなされていなかつた。これは大臣、省令違反ではないのか、国会の決議無視じゃないのか、どう考えられますか。

○龜井国務大臣 今先生お話のとおり、本年四月から、三十都府県で二十四ヶ月齢以上の死亡牛、そして二県が離島を除く県内全域で検査を実施しておるわけであります、その他の十五道県

にあつては、飼養頭数が多いことや施設設置場所の地元の合意が得られて間もないことなどから実施されていないわけあります。それらを踏まえて、現在、十六年四月までの間に、すなわち十五

年

度

にお

いて

検査体制が整備されるようなこと

で、今いろいろ努力をしているところでもござい

ます。

○山田(正)委員 努力しているのはわかるんです。法律、省令を無視しているということではないんですか。そこだけ答えていただければいいんです。

○龜井国務大臣 無視ではないと思います。○山田(正)委員 では、無視ではなくて、「離島その他の地域」、いわゆる物理的にできない、そういう場合を除いては全部やらなきゃいけないといった場合には全部やらなきゃいけない

つかつたのにやらなかつた。それが無視じゃないんですか、違反じゃないんですか。

○龜井国務大臣 それで、物理的にできないところがありますので、それは認めているわけありますので、無視しているということではありません。

○山田(正)委員 それじゃ、違反じゃないんですか。

○龜井国務大臣 違反でないと思います。

○山田(正)委員 なぜ違反じゃないんですか。

○小平委員長 龜井農林水産大臣、その理由を述べてください。

○龜井国務大臣 この死亡牛B S E検査例外措置に係る省令について、いろいろ書いてありますけれども、第六条の二項の最後に、「地理的条件等により当該検査を行うことが困難である場合」と

て農林水産省令で定める場合は、この限りでな

い。このように記しております。

○山田(正)委員 大臣、その農林水産省の省令を読んでください。省令の中に、「施設が存しない

離島その他の地域において牛が死亡した場合であつて、当該検査を行つことが困難であると都道府県知事が認める場合」となつてます。大臣、省令はなお厳しく、「離島その他の」と書いてあるんですよ。いわゆる離島その他の条件不利地域と示してあるのにそれに対応できなかつたとい

うことは、これは法律違反じゃないんですか。違

うんですか。

○龜井国務大臣 「離島その他の地域において」ということで、「都道府県知事が認める場合」、こう

いうことありますので、違反していない、こう

思います。

○山田(正)委員 北海道は離島なんですかね。

○龜井国務大臣 「離島その他の地域」、このよう

に書いてあるわけですから、ここに該当するわけ

あります。

○山田(正)委員 大臣は、大臣でもなる人ですか

ら、いいですか、第六条は地理的条件です、

「地理的条件等により当該検査を行つことが困難である」と、省令では、「離島その他の」と書いてあるんですから、法律解釈からすれば当然、離島に類するような、この法律で言う「地理的条件等に

より当該検査を行うことが困難である」場所、

「場合」と言つてゐるわけですから。北海道もそ

れに当たるんですか、大臣。

○北村副大臣 北海道という言葉が出ました

ので、大変おこがましいですが、私の方から答弁を

させていただきたいと思います。

今、山田議員から、この第六条第二項には「地

理的条件等により当該検査を行つことが困難であ

ること

である、こう思います。

ただ、それを平成十三年に一度条件として認め

たんですが、その後の検査でやはり動物性のたん

ぱく質等々が入つていたことが立証された

ということで、今現在は、これは使用はできない

ことにしてるということあります。

○山田(正)委員 まだいろいろ質問を準備して

おつたんですが、私の質問時間が来ましたので、

ここで終わらせていただきます。

ば口蹄疫が発生したら、その食肉は輸入禁止です。よ、ただ、口蹄疫を不活化するような処理をしていれば、その限りにおいて輸入は認めましょう、検査させてくださいねと。それは、日本国における食品の最低限の安全を確保するための措置でございますので、こういう措置は国際的に認められていますのでござります。

次に、今回の牛内トレーサビリティーのこのシステム、このシステムは、生産の履歴をずっと消費者まで送っていくことなので、それぞれの流通の段階で、はい、サルモネラフリーでございます、検査しました、0157フリーです、検査しましたという情報まではこの中に出ていないわけです。

それで、今、豪州とかアメリカとかではBSEが起こっていない、全頭検査もしていないわけなんです。そこへ、この法律に基づく耳標をつけろだとか全頭検査しちゃうとか、そういうことを強制的に求めるということはできない、国際的にも。ただ、日本の消費者に情報をできるだけ伝えるということはまた一方では重要ですので、任意の制度として特定JASという制度がありますので、輸入牛肉にも、相手国の同意、参加が得られるという条件のもとで、任意の制度としてJAS制度を適用する余地がございますということを再三申し上げておきます。

○中林委員 任意なんというようなことは抜け穴はいっぱいある。だから、今私が言つたように、偽装は防げるのかということですよ。国内の方はちゃんとトレーサビリティーのシステムがある。だから、それで週上していつても、そこに外国産のものがまざつていたら、原因究明なんてできないでしょ。それはどうするんですか。

○須賀田政府参考人 このトレーサビリティーのシステムは輸入牛内を対象としませんので、輸入牛内の偽装をこれで防ぐことはできないわけでございます。

輸入牛内偽装といつても、別の、JASの罰則による抑止効果でござりますとかそういうもの

を用いて輸入牛内に関してはその偽装を防ぐ、こういう道しかないというふうに考えております。いわば、その限りにおいて輸入は認めましょう、検査させてくださいねと。それは、日本国における食品の最低限の安全を確保するための措置でござりますので、こういう措置は国際的に認められていますのでござります。

答弁されたというふうに思います。

そうすると、負担をかけて、生産者から流通業者、販売業者に至るまで、消費者に安心、安全を与えるために一生懸命努力をしているものが、結果的に、そういうことによつて、実は輸入牛内はトレーサビリティーができていないから、それによつて打撃を受けるということが起り得ないと見えないです。だから、大臣、私はそういうことを言つておられるわけですよ、輸入牛内もちゃんとやらなきやダメですよということをね。

先ほどからも、EUはオーストラリアに対して

求めているという話が再三出でております。

これは、EUはBSEでやつておられるわけじゃないんで

すね。ホルモンでやつておられるわけですよ。これで

オーストラリアに対して、ちゃんとEUのシス

テムをきちっと守れど。それで、オーストラリアも

国内法を変えて、EU向けはちゃんとやつてお

ります。だから、そういうことをやればいいじゃないですか。なぜできないんですか。

○須賀田政府参考人 まさしく先生おっしゃいま

したように、EUは、自分のところに輸入する牛

肉には肥育ホルモンが入つておつてはいけない

と、これは検疫類似のことを、検疫そのものです

わけですよ。

だから、そういうことをやつておられるわけ

ですね。ホルモンでやつておられるわけですよ。これで

オーストラリアに対して、ちゃんとEUのシス

テムをきちっと守れど。それで、オーストラリアも

国内法を変えて、EU向けはちゃんとやつてお

ります。だから、そういうことをやつておられる

わけですね。

だから、そういうことをやつておられるわけ

ですね。

○須賀田政府参考人 まさしく先生おっしゃいま

したように、EUは、自分のところに輸入する牛

肉には肥育ホルモンが入つておつてはいけない

と、これは検疫類似のことを、検疫そのものです

わけですよ。

その国、外国での追跡はなかなかできないわけですが、ございますので、結局は先ほどと同じ議論に戻ります。そして、その相手国に対して、強制的に耳標をつけろとか全頭検査しろとか、ちゃんとトレーニングシステムをつくれといふことが言えます。

が目に見える形で出てくるわけでありまして、消費者の皆さんや、あるいはまた輸入関係の皆さん方も、相手国、それぞれのことをやつておるわけあります。現状、BSEということでスタートしたわけでありますと、これはやはりそういう关心したものでなければ消費者の皆さんはお求めにならない、そういう時代ではなかろうか、こう思っています。

いるわけですよ。だから、輸入業者に、輸入業者は国内ですよ、それをちゃんと求めれば、それはできるはずなんですよ。やるかどうかだけの問題。

○中林委員 二点目、このトレーサビリティーのシステムをしっかりと構築しなければかえって悪い影響を及ぼすという疑念の二点目。それにはあと五分しか残されていないので、十分議論ができないと思いますけれども。

水際検査というの。もうするするなんですか
ら。モニタリングなんというのは、本当にやつて
いる証拠を見せるぐらいな話で、しかも、わかつて
たときにはもう流通した後というような形ですね。
だから、わかるまでは輸入をとめるんじゃないいけ
れども、わかつたらやつと命令検査するかどうか
ぐらいのところで、もう食べちやつているとかが流
通しちやつっているとか、そういう輸入食品に対す
る検疫というのは日本の場合は非常になつていな
いというのは連合審査のときにも盛んに私やりま
した。

そういうことをあなた方もう御存じなのに、今
回の法律はここでござりますのでというふうに、
法律で動くしかないのかもわからないけれども、

零細な畜産場だとか、それから流通業者だとか、販売業者、こういうところは、やはりその負担といふものも大変だろうと思いますので、これは、やはり昨年成立した特別措置法の精神に基づいてきちっと国が責任を持って支援策をやるべきだというふうに思いますが、これはなかなか大変なところがあるので、簡潔にぱつと答えてください。

○須賀田政府参考人 確かにコストがかかると思
います。

農家が十三万戸ございます。耳標の作成、配付、そして情報システムの開発等について支援したい。

ういうふうにおっしゃっていたんですね。
ところが、農家に行くと、私たちみたいな老人に
受けたの番号をきつちり押せなんというようなこ
とはわかりませんよと。アクセスで送るんだけれ
ども、送ったものやら送つていなかつたものや
ら、こうやって積んでいってわけがわからぬ、そ
ういうものが今度義務づけられるようになると本
当に大変だ、高齢化はどんどん進んでいくとい
ことをおっしゃっているわけですよ。

だから、私は、こういうエラーが起きないよう
にするためには、やはり現場を見て徹底した指
導、これが必要なんじゃないかというふうに思つ
んですけど、この点についてはどのようにな
ざるつもりでしょうか。

○須賀田政府参考人 確かに、先生おっしゃいますように、去年一年間、十四年の一月から十二月、見ておったわけでございますけれども、農家段階で、番号の書き間違いでございますとか報告すべき事項の記入漏れでござりますとか、あるいは二重報告でござりますとか、実に一割を超えるエラーの報告がございました。

これではなかなか制度として定着しないということで、私どもは、まず、家畜改良センターがファクスにおける届け出様式というものを配付いたしまして、それに書き込んでいただければとということで、センターから直接生産者を指導するということをしてきたところでございますけれども、今後、地方農政事務所が発足をいたしますので、県だとか農協の関係者とともに、現場での監視、指導を徹底すると、いうことでエラーの発生の防止をしていきたい。

また、高齢農家によります届け出に対しては、肉用子牛の生産者補給金制度がございますので、あれは定期的に接触をいたしますので、これと連携しながら、農協等の職員が特に支援をするということでエラーの防止に努めていきたいというふうに考えております。

○中林委員 時間が参りました。一点、最後、これは要望して終わりたいというふうに思うんですけど、

が私たちは、本来ならば、一つの個体にトレードサビリティーすれば到達していくということですが、番ベストだと思っているんですが、今のような状況の中では、一つのロットでないと行き着かないだろうというのもやむを得ないかなと思うんですね。最大限、五十ぐらいの頭数、個体だということを言つておられるわけですが、消費者はやはり一頭一頭行こううというふうに思つていいと思うんです。

だから、本当に消費者に対して安心、安全ということを言うならば、消費者にどのようにこの実態を徹底させていくのか、そこのところが非常に大切だというふうに思います。だから、そこを怠りなくやらないと、生産者から販売業者に至るまでは努力したけれども、結果それが目に見えなかつたということにならないように、消費者に対

する情報の伝達、教育、そういうものを十分やつていただきよう大臣にも強く要望いたしまして、私の質問を終わります。

す。○菅野委員　社会民主党の菅野哲雄でございま

今までかなり議論されてまいりましたが、どうもこのトレーサビリティ法について合点がいかない部分があるわけなんですね。それで、冒頭少しの点について質疑しておきたいというふうに思ふんです。

昨年の四月にBSE問題に関する調査検討委員会の報告が出されて、そして「リスク分析手法の

上ったわけでござります。ただ、その前に、平成十三年の十月二十二日に家畜個体識別システムの構築に関する基本方針というのが打ち出されておりますね。そして、昨年の四月の調査検討委員会報告を受けて全国データベースの利用規程というものが設けられて、そして今日までできているわけですね。

それともう一つ、伏線としてあるものは、食と農の再生プランというものが農水省から打ち出さ

れました、「食の安全と安心の確保」という項目において、「農場から食卓へ」顔の見える関係の構築」という部分があつて、「食卓へ生産情報を届けるトレーサビリティシステムを導入し、これを実効あるものとするためのJAS規格など法制化を検討します。」トレーサビリティーシステムを導入し、JAS規格などの法制化を検討します、これが食と農の再生プランの中身なんですね。

ということは、先ほどからずっと須賀田局長が
言つていますけれども、この法案の目的といふもの
のがどうなつてゐるのかということなんですが、
この目的が矮小化されて議論されているんじやな
いですか。須賀田局長、冒頭このことをはつきり
させておかないと、どうも議論がかみ合わないよ
うな気がしてならないんです。

「牛海綿状脳症のまん延を防止するための措置の実施の基礎とともに、」これが目的規定になつてゐるんですね。これじやないんじやないですか、スタート時点は、牛においてトレーサビ

リティーといふものを確立するためといふのは、食の安全、安心の確保のためじゃないんですか。

この基本が逸脱しているから議論がかみ合ってい
ないんだと私は思うんですけども。それで、こ
の法案の目的にはそのことが一項も触れられて
ないんですね。どこに消えてしまつたんですか。
このトレーサビリティシステムの導入の根本の

目的はどこにあるのか、ここをはつきりさせていただきたいと思うんです。

○須賀田政府参考人 先生言われますトレーサビリティー、一般的の食品のトレーサビリティーといいますのは、食品の由来を消費者に伝達する、消費者が食品を購入するに当たつて信頼感を醸成する、そして万が一食品安全事故があつた場合には追跡が可能なシステムとするということで、今先生お読みになりましたように、JASにその制度がございりますので、関係者が合意してそういう仕組み

をつくり上げる、これを基本にして いるわけでござります。

なぜ今回牛肉だけに限ったこの法律を出したかといいますと、先ほど来申し上げておりますけれども、牛肉に関しては、一昨年九月に我が国で初めてBSEの感染牛が確認をされた。牛肉に関するては消費者の信頼がいまだに回復していない。全頭検査は始めたんだけれども、なかなか牛肉に対する不安が解消をしない。さらに、全頭検査で患畜が見つかった場合には同居牛等の疑似患畜を追跡するシステムというものも必要だという

ことで、牛肉に関しましては、耳標の着装でござりますとかいろいろな情報の届け出、これを罰則によって生産者に担保する。そして、それぞれの流通、小売に至るまでの段階で、その情報を化体いたしました個体番号というものをちゃんと伝達していく、これも罰則で担保する。こういうB-S-Eの発生に伴う特別の措置としてこの法律をつ

くつたわけでござります。

とになっておりまして、決して、牛肉に特化して、これだけに限るという意味で御提案を申し上

げているわけではないわけでございます。
○菅野委員 そこに、どうして牛に特化しよう特
化しようとしているのか、はかり知れないでいる
んですけども、食の安全、安心、食品安全基本
法のもとに今このトレーサビリティー法案が提出

されてるんですね。そして今、関連六法案を一括して審議しているんです。基本は、食の安全、

安心の確保、食品安全基本法に基づくトレーサビリティー法案だと位置づけられているんですね。ということは、大臣、今、須賀田局長は特化しよう特化しようとしているんです。

私は、牛のトレーサビリティーシステムを法的に今確立させていくことは、食の安全、安心にとって重要なことだと思つてゐるんです。食品安全基本法にもうたわれておりますし、そして、リ

スク管理、こう言っていますね。BSE問題に関する調査検討委員会の報告書では、「リスク分析

「手法の導入」という項目で、食品の原材料の追跡・検証が可能になるシステムが必要だ、トレーサビリティーは最終商品から原材料へと追跡可能なシステムである、食品の安全性の確保のためにトレーサビリティーはフードチェーン全体を通じたすべての食品に適用されるべきシステムである、そしてリスク管理、農水省が行うリスク管理における重要な手法と位置づけられなくてはならないと言っているんです。この第一歩に立つのが

この牛のトレーサビリティーシステムだと私は思っているんですね。
それが、それはそうじゃないんだ、これはBSEが発生したからこの法律をつくっただけなんだというふうに特化しているんですね。
大臣、そういう意味においては、牛のトレーサビリティー法案と、今後他の食品について行つて

いこうとするBSE問題調査検討委員会のこの報告をどう関連づけていくのか、これがはつきりしなければならないというふうに思うんですけども、大臣の考え方はどうなんですか。

○鶴井国務大臣 今回こうして法案をお願いしております。これは、BSEの問題に端を発して出

ているわけであります。
しかし、食の安心、安全、このことは大変重要なことでございまして、このトレーサビリティーシステムは、消費者がみずから食品の生産方法等に関する情報を引き出すことにより、安心して食

品を購入していたらことにもなるわけでありま
すし、万一食品事故が発生した場合にも、その原

因の究明を容易にできる上に、効率的で有効なもの、このように私は考えております。実は、先ほども申し上げたんですが、私、食肉センターに視察に参りましたときに、牛肉については制度をやっている、豚についても、いわゆる出荷者、その食肉センターの関係者は、豚についてもできることならばと、こういうことの

お話を中で、やはり、ただ、数が、神奈川の食肉センターは日に二千二、三百頭豚を処理する、そ

うなりますと、なかなかこれはそのシステムの導入ができない、農場一つごとにというようなことでも考えられれば、こういうような話もされておつたわけあります。

ぜひこの制度を通じて、消費者そして生産者、顔の見えるような関係というものができる一つのものはなかろうか。食の安心、安全のためにいろいろな分野でこれが活用される、また、それぞれ、この時代、消費者重視、そういう中で、消費者の皆さん方もこのことに関心をお持ちいただけ、生き、生産者の皆さん方もやはりそういうお考えになるのはなかろうか。ぜひそういう面で、任意的な形で、そういうものがいろいろなところで自発的に導入されることを御期待申し上げるわけであります。

〔鰐島委員長代理退席、委員長着席〕

○菅野委員 BSEが発生して、なぜトレーサビリティーをしなければならないのかという問題のもう一つの側面があるというふうに思うんですね。それは、食品の偽装表示の問題ですね。そして、牛丼が売れなくなつて、牛丼にかわるものとして輸入鶏肉が国産品としてまぜて流通していくという状況があります。そして、宮城においては韓国産のカキの混入問題がありました。そして大きな社会問題になつたというふうに思うんですね。

それらを、食の安全、安心という部分を消費者からしっかりと信頼を得るためにシステムとしてこ

れが存在しているというふうになつて、トレーサビリティー・システムというものが、先ほどから言つているように、調査検討委員会の報告に載つてきたんだというふうに思うんです。偽装表示の問題もそうなんですね。

そして、大臣が言うように、それは自主的に行われるべきものだと言われていますけれども、基本はそうだと思います。ただし、例えば、偽装表示をはつきりさせるために、あるいは、主食であります、これらを防止する一つの大きな手法と

してのトレーサビリティーシステムだというふう

に思うんです。それら全体をどう構築していく

いたいと思つております。

○菅野委員 大臣、自発的に自発的にと言つてい

ます。

て、制度として確立するということが重要なことであつて、ぜひこれは、すべてにトレーーサビリティーを適用するんじやなくて、限定した部分にしか適用になつていかないわけですから、コストもかかることありますから。そういうことを検討した上で、ぜひ主食である米にトレーーサビリティーが適用できるような検討にもう入つていただきたいということを強く申し上げて、次に移ります。

それともう一つ、食品安全基本法、やはり消費者の、国民の食に対する安全、安心を確保するためには、何といつても、食と農の再生プランで言つてはいるように、新鮮でおいしいブランド・ニッポン食品の提供ということが、食と農の再生省としてどう取り組んでいくのか、このことが食の安全、安心に対して非常に重要なことだというふうに思つています。

そして、食と農の再生プランでは、食文化、地産地消の特色を生かしたブランド・ニッポン農水産物を供給し、生産、流通を通じた高コスト構造を是正します、こううたつてはいるんですね。その一方で、イタリアから発生したスローフード運動というものが相まって、食の安全、安心のためという取り組みが日本に今広がつてしていくふうに思つています。農水省としても、これらの動きに対しても、どうのように対処していかれる考え方のか、大臣の方からお聞きしておきたいと思ひます。

○亀井国務大臣 地産地消は、生産と消費の距離を縮めて、地元で生産したものを地元で消費すべきであるという考え方であるわけでありまして、そういう中から、伝統的な食材や郷土料理とか、地域の食文化をつくっていく、またそれを伝えていく、こういう面でスローフード運動と相通ずるものがあります。

地域の特色を生かして新鮮でおいしい農産物を消費者に提供していただぐ、これらの動きをぜひ推進することが必要なことだと思います。これは、

流通コストの削減であるとか、あるいは食品の鮮度、安全の向上、あるいは地域の食文化の保全、テイーを適用するんじやなくて、限定した部分にしか適用になつていかないわけですから、コストもかかることがありますから。そういうことを検討した上で、ぜひ主食である米にトレーーサビリティーが適用できるような検討にもう入つていただきたい、こう思つております。

○菅野委員 特に、米の問題です。米の消費がどんどん下がつて、いついてる状況をどう克服していくのかというのは、大きな課題だと思つております。学校給食にどう米を導入していくのか、いろいろな知恵を絞つて国民全体として米の消費をどう拡大していくのかというの、大きな課題であるというふうに思つています。

そういう意味で、食文化を大切にしながら地産地消という部分を追い求めていくことは、私は、米の消費拡大に非常に大きくながつてていくことだというふうに思つています。ぜひとも、スローフード運動も含めて、しっかりと情報を見つめながら全国的な運動展開ができるよう取り組みというものをしっかりと行つていただきたいということを強く申し上げておきたいと思つています。

それでもう一つ、先ほどから議論されていました。それも、トレーーサビリティーシステムというものを外國には強制できません。なぜなら、平行線をたどっています。そういう議論で、斯くして、国内のトレーーサビリティーシステムを構築していく後に、六割も輸入している外国の食材に対してどう安全性を確保していくのかというの、日本から求めていることだと思うんですね。六割も輸入しているですから、日本の基準に合致するようなそういう安全性をどう諸外国に求めしていくのかということが、このことにおいては重要なことだとうふうに思つています。

○菅野委員 先ほどからの議論で輸入牛肉の問題

が議論されていました。それも、トレーーサビリティーシステムというものを外國には強制できません。なぜなら、平行線をたどっています。そういう議論で、国内のトレーーサビリティーシステムを構築していく後に、六割も輸入している外国の食材に対してどう安全性を確保していくのかというの、日本から求めていることだと思うんですね。六割も輸入しているですから、日本の基準に合致するようなそういう安全性をどう諸外国に求めしていくのかということが、このことにおいては重要なことだとうふうに思つています。

○亀井国務大臣 地産地消は、生産と消費の距離を縮めて、地元で生産したものを地元で消費すべきであるという考え方であるわけでありまして、そういう中から、伝統的な食材や郷土料理とか、地域の食文化をつくっていく、またそれを伝えていく、こういう面でスローフード運動と相通ずるものがあります。

地域の特色を生かして新鮮でおいしい農産物を消費者に提供していただぐ、これらの動きをぜひ推進することが必要なことだと思います。これは、

していかれる考え方のか、大臣にお聞きしておきたいと思います。

○亀井国務大臣 輸入食品の問題を含めまして、これらは私ども、厚生労働省と農林水産省がリスク管理を連携して進めしていくことが求められるわけでありまして、これら生産資材の使用基準の策定につきましては行動計画、こういったものも策定を

して、行政の弊害をどう取り除いていくのかというの、私は、私も昨年の三月に、急にBSEの問題でイギリスに行つてきました。イギリス方式とか、フランス方式とか、ドイツ方式とかあります。それ

で、イギリスでは、ブレア首相に政権交代になりました。旧来の部分を解体して一元的な方向に持つて、地方自治体も巻き込んで一元的なリスク管理手法を構築したと言つております。こ

れは、これからいろいろな形で進んでいく場合に、弊害は起るかもしれませんけれども、それ

を乗り越えるだけの組織体としてつくったというふうに思つております。

○菅野委員 先ほどから議論されていました。私は、トレーーサビリティーシステムというものを外國には強制できません。なぜなら、平行線をたどっています。そういう議論で、斯くして、国内のトレーーサビリティーシステムを構築していく後に、六割も輸入している外国の食材に対してどう安全性を確保していくのかというの、日本から求めていることだと思うんですね。六割も輸入しているですから、日本の基準に合致するようなそういう安全性をどう諸外国に求めしていくのかということが、このことにおいては重要なことだとうふうに思つています。

○亀井国務大臣 食品安全委員会が発足するわけではありません。そういう中で、食品安全のリスク管理、これは私ども農水省になるわけでありますし、あわせて、先ほど申し上げましたとおり、厚生労働省もあるわけであります。新しい体制、食の安全、安心、このことを私ども打ち出しておるわけ

に思つています。それをだれがどのような形でやつていくのかというのが、私は日本において縦割り行政の弊害がゆえに構築されていないんじゃないのかな

いうふうに思つておられます。このことは、後でも申し上げますけれども、リスク管理の基本だと私は思つてゐるんですね。それで、リスク評価部門とリスク管理部門を分離しました。

○亀井国務大臣 それで、今いろいろなことを議論されています。

けれども、大臣は一言で、縦割り行政の弊害を取り除くべく努力していく、という言葉で言つていました。言葉では簡単なんです。

識をいたしておりますけれども、具体的な法案についての質問に入ります前に、ちょうど四月の一日、大臣御就任をいただいた日であります。それから一ヶ月余の間、大変な激務の中で御苦労いただいている大臣でありますけれども、就任早々から精力的にさまざまな問題に取り組まれているところでございます。過日も、訪欧され、各機関の関係者との会談を重ねられたとお聞きをいたしております。

具体的な質問の前に、大臣に、「一ヶ月少したつた今日、農林水産業に対する、今、きょうの時点でのどのような思いをいたしているか、あるいは、今後、農林水産行政に取り組む大臣の決意について、ここで冒頭に改めてお伺いをいたしたいと思います。

○亀井国務大臣　今委員からもお話をございましてが、基本産業という認識。まさに農林水産業、農山漁村、これは、生命をはぐくみ、自然環境保全、あるいはまた文化を形づくる、こういう面で大変重要な役割を果たすのが農業でもあるわけであります。まさに国の土台、国の基本、こう思ふわけでありますし、まさしく同じような認識を持つております。

農林水産業と農山漁村を健全な姿で維持発展をさせることができ、眞に豊かで安定した国民生活を実現する基本、このように認識をいたしております。BSEの問題で大変信頼を損ね、そして、食料・農業・農村政策の再構築、こういうことが急務であるわけであります。川上から川下まで、生産、消費双方が共生共榮を図る社会形成、農林水産業の分野のさらなる改革、このことをしっかりとやる決意であります。

また、実は私、もう二十年近く前、農林水産委員会に、こちらにおりまして、当時、私自身、米の流通の仕事をしておりまして、消費者の皆さん方を相手に商売をやってきた男でありますから、そういう面でやはり、生産地の重視というような当時の時代のことを考えますと、若干感慨深

さまざまなかたがでてきて、そのことによつて事業者に対しコストの負担がかかる、これはよくあることなんだと思いますけれども、今回の場合は、かかる側を取り巻く状況等々あるわけでありまして、一律でそれを考へることはなかなかできないのではないかという観点から、このコスト負担の増加について、どのように考へておられるのかということについてお伺いをいたしたいと思います。

○亀井国務大臣 いろいろきょう御議論いただいております。まさに食の安全、安心の確保のために新たなコスト負担が生ずるわけであります。

この制度に要するコスト、牛の個体情報の記録・管理に必要なコスト、あるいは制度の実効性確保のために必要なコストについては、食の安全、安心のために国民全体が担うべきとの考え方に基づき、必要な予算措置も講じておるわけでもあります。

また一方、個体情報の伝達等の義務化に伴うコストは、あるいは消費者の信頼確保による売り上げ増、こういう中で、経営内で吸収していく大力度ということも重要ななかろうか。

また、いろいろ、ロット番号による表示や小売店での店頭表示パネルボードの活用を推進するなど、できる限りコストの負担が軽減できるような仕組みといふものも考える必要があるわけがありますが、そのほか、必要な機器の整備やソフト開発等について、政府系金融機関の低利融資や、あるいは財團法人畜産環境整備機構のリース事業、こういったものによりまして支援をしてまいりました、こう思つております。

○岩倉委員 さまざまな発信で、できる限り事業者のコスト負担を軽減できるような仕組みをとつていきたいというお話をだつたかと思いますが、複数の個体識別番号に対応するロット番号の表示も認めてしますと、万が一のときに、問題となる牛肉の特定に支障が生じて、トレーサビリティーシステムとしての機能が果たせなくなる心配はないのでしょうか。この点についてお伺いを

◎須賀田政府参考人 お答えを申し上げます。
制度の趣旨から申し上げますと、先生御指摘のように、一つの個体識別番号を特定する、その牛を特定するということが望ましいわけでござります。ただ、牛肉の流通の実態からいたしますと、卸売段階等で複数の牛の同一の部位を詰めて流通する、こういう実態にあるわけでございまして、それをまた分けて一頭ごとやれといふと非常にコストがかかつてしまふ。こういうことでございまして認めるということにしたわけでございます。
そのロット番号の表示を行つた場合には、問い合わせ先をちゃんと表示いたしまして、消費者から問い合わせがありましたら、そのロット番号に対応する個体識別番号をちゃんと情報提供する。
こういうことにしておるわけでございまして、ある程度牛の範囲が限定をされて、追跡は可能になるんじゃないかと考えております。
EUにおいても、そのような仕組みにしていくと承知をしております。
○岩倉委員 今、消費者はやはり、コストパフォーマンスに対して非常に関心が高いわけでありまして、ぜひ、あらゆる角度から今後もチェックをしていく必要があるんだろうというふうに思いました。
コストがいたずらにかかるかと思いますと、幾ら安心のための仕組みだとはいえ、消費者は国産牛肉から安い輸入牛肉を選択してしまうという可能性もあります。ぜひとも、牛肉の流通実態を踏まえた運用を行つていただきたいというふうに思っています。
同時にまた、個体識別番号の伝達を行つていくためには、耳標代を初め流通業者の計量器やラベルプリンターなどの新しい機械器具類の導入が必要になると考えられます。こういったものを吸収する度合いというのは、事業者によつて、企業の状況によって違うわけであります。しかし、企業

にとつてはかなり負担になりますので、これらについてどのような方針で対処するお考えなのか、お伺いしておきたいと思います。

○須賀田政府参考人 私ども、基本的には、この仕組みが導入をされると、消費者の信頼が一層上がるということで売り上げ増になるということです、経営内で増加したコストを吸収していただくということが一番望ましい形であるわけでござります。

そういう努力を助長するということで、小売店で店頭表示パネルボーデ、簡易な、二、三万円で済むようなボードを推進するというようなことを含めまして、事業者のコスト負担の軽減という取り組みを助長したいと考えております。

特にちゃんとしたラベラー、五百万だとか八十万だとかするものにつきましては、先ほど大臣の御答弁にもございましたように、リース事業でございますとか政府系金融機関の低利融資でございますとか、いろいろな予算を用意して支援していきたいというふうに考えております。

○岩倉委員 先ほど来から話が出ておりますけれども、国産牛肉の約六割が本法に基づくトレーサビリティーシステムの対象となり、その安全性に対する信頼が確保されることが期待されるということであります。

ここもかなり大切なポイントになろうかと思いますが、我が国の制度はここまでやっているんだということを消費者にPRして、輸入牛肉との差別化を図っていくべきだ。このパブリッククリレーションズは、いろいろなところで見ていますと、やはりそんなに上手にはやつていらないんじゃないか、これは農林水産だけではないですが、とうふうに思うんですね。

ここは今までの流れの延長で考えるのではなくて、パブリッククリレーションズのあり方を、ぜひこの法案の消費者に対する認知、あるいはPRに対してやはり積極的に考えて行う必要があるのではないかと思いますが、このことについてお考えがあれば、お伺いをしておきたいと思いま

す。

○亀井国務大臣 大変御指摘のとおりであります。比較的、いろいろの制度をつくりましても、国民の皆さん方の御理解を得ることができない。消費者や関連業者に御理解いただくために、説明会やパンフレット、ポスターの配布等をいたすわけであります。わかりやすいようなポスターやパンフレット等々をつくる努力をすることが必要、このようを考えます。

これら法律の施行に合わせて、あるいはまた積極的に、この面に十分わかりやすい、そして消費者に御理解いただくような、消費者の立場でいうような観点でパンフレット等々の作成、そして積極的なPRを行ってまいりたい、こう思っています。

○岩倉委員 ゼビ、大事なポイントだと思いますので、知恵を出してパブリッククリーションズに努めていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

次に、WTO交渉が今非常に厳しい状況で推移をいたしておりますけれども、アメリカなどから非常に厳しい条件が提示をされています。

我が国の肉用牛、牛肉については、トレーサビリティーが確立するこの機会をとらえて、肉用牛生産の構造改革を図り、経営の合理化に努め、低コスト生産を推進することによって海外との競争に勝たなければならぬということが当面の大きな課題の一つになると思いますけれども、このことについてどのような方針をお持ちなのか、お伺いをしておきたいと思います。

二番目に、現状のBSE対策がきちんと機能しているかを確認するためには、BSEの浸潤状況について、現在も増加しているのか、終息傾向なのか。昨年ぐらいまでは結構いろいろな情報があつたんですが、特にことしに入つてからの状況についてお伺いをしておきたいと思います。

BSEは、イギリスで確認された以降、ヨーロッパを中心に発生しているわけですが、これら発生状況について、現在も増加しているのか、終息傾向なのか。昨年ぐらいまでは結構いろいろな情報があつたんですが、特にことしに入つてからUにおきます肉骨粉の飼料利用の規制については、徹底をしておりまして、反対の動物以外を含めた動物を原料とする肉骨粉等について、すべての家畜への給与を禁止している、こういう状況にございます。

○岩倉委員 牛肉については、先ほどもちょっと出ておった件でありますけれども、平成三年四月の牛肉の輸入自由化以来、輸入は増大して、それまで五割以上あつた牛肉の自給率も、平成十二年には三四%まで減少をしているわけであります。こうした中で、平成十三年九月にBSEが確認されて、これに伴う国内消費の減退から輸入量も減少したわけでありますけれども、最近では再び輸入が増加傾向に転じているということになります。

そこで、今や我が国の牛肉供給の七割近くを占めている輸入牛肉の取り扱いを中心にお伺いしたいと思うんです。

きょうもこれが一番大きく出でていた問題なんですが、少し視点を変えて、この法律は国産牛肉をまで、二十二ヵ国、十八万頭以上がBSEに感染することになつておられます。そのほとんどが英国でございますけれども、英國におきましては、一九九二年に三万七千頭余の発生を経て、昨年は八百頭ということです。他の国におきましては、だんだん減少傾向にございました。その他の国におきましては、少ないところで一頭、多いところで二、三百頭といつた発生でございまして、おおむね横ばい傾向でございます。

次に、浸潤状況の把握ということで、死亡牛の検査がどうなつてあるかということでございまして、かつては三十ヶ月齢以上の死亡牛ということではございましたけれども、二〇〇一年の七月から、二十四ヶ月齢以上のすべての死亡牛のBSE検査へ検査対象の範囲を変更いたしまして、二十四ヶ月齢以上の死亡牛はすべて検査をしておられます。

そこで、EUにおけるBSE対策の現状について、三点ほどお伺いをしておきたいと思います。

BSEは、イギリスで確認された以降、ヨーロッパを中心に発生しているわけですが、これら発生状況について、現在も増加しているのか、終息傾向なのか。昨年ぐらいまでは結構いろいろな情報があつたんですが、特にことしに入つてからUにおきます肉骨粉の飼料利用の規制については、徹底をしておりまして、反対の動物以外を含めた動物を原料とする肉骨粉等について、すべての家畜への給与を禁止している、こういう状況にございます。

○岩井国務大臣 国産牛の安全性に対する信頼確保が、このトレーサビリティーシステムの導入に基づきまして可能になるわけでありまして、国産牛肉への消費の回復につながる、このように考えております。

そのような中で、国産牛肉に係る正確かつ適切な情報提供とともに、消費者に受け入れられる価格で供給し、消費者に国産牛肉を選択してもらうということが必要なわけでありまして、そのため

対象とした措置なわけでありますけれども、一部に、きょうも出でておりますけれども、輸入牛内についても個体識別情報の伝達を求めるべきではないかという意見がこれからも出てくるだらうといふふうに思います。

そこで、世界で最初にBSEが確認をされて牛肉消費の激減といった深刻な社会的混乱を経験したEUにおいては、域内の牛肉に対して個体識別番号等の表示を義務づけておりますけれども、EUにおける域外牛内についてはどのように扱つてゐるか、お伺いをしておきたいと思います。

○須賀田政府参考人 EUにおきましては、二〇〇〇年に制定されました規則に基づきまして、域内の牛内については個体識別番号等の表示を義務づけておりますが、域外から輸入される牛肉につきましては、原産地はEUでない、ノンEUという表示で足りるというふうにしているところでござります。

○岩倉委員 ありがとうございました。

私の持ち時間がなくなつてしまひましたので、今点に関して、輸出国に対する個体識別を求めるべきだという意見に対し、厚生労働省はどういう見解をお持ちか、お伺いしておきたいと思います。

○遠藤政府参考人 ESE発生国からの輸入を禁止しているところであり、BSE非発生国であつても、我が国と同等以上の衛生規制を有している国からの輸入のみを認めていること、貨物ごとに輸出国の政府機関が発行する衛生証明書の添付を義務づけていること、輸入において、抗生物質等の残留物質や腸管出血性大腸菌O157等の病原微生物についてモニタリング検査を実施していることなどにより安全性確保を図つてあるところをございまして、輸出国に対する牛内の個体識別を求める必要はないと考えております。

○岩倉委員 ありがとうございました。トレー サリーサビリティ法案については、まだ幾つかあつたんですが、時間の関係もありまして、H

ACCOPについて、せつかく厚労省の政府委員も来ていただきておりますので、一つだけお伺いしておきたいというふうに思います。

HACCP手法支援法のもとで高度化を実現した事業者が、一様に総合衛生管理製造過程の承認を受けられるように、総合衛生管理製造過程承認制度の対象品目を拡大するということについて、

厚労省の見解をお伺いしておきたいと思います。

○遠藤政府参考人 HACCP承認制度の対象品目を拡大することについてございますけれども、今後、食品衛生法において、製造、加工の基準をどのように設定していくのか、これが前提になつてゐるということから、その状況、それからまた諸外国における導入状況、食品群ごとのリスク、業界におけるHACCPに対する取り組み状況などを勘案しつつ、審議会の議論も伺いながら、対象食品の拡大について検討していくたいと思つております。

○岩倉委員 ありがとうございました。

私の持ち時間がなくなつてしまひましたので、今点に関して、輸出国に対する個体識別を求めるべきだという意見に対し、厚生労働省はどういう見解をお持ちか、お伺いしておきたいと思います。

○遠藤政府参考人 ESE発生国からの輸入を禁止しているところであり、BSE非発生国であつても、我が国と同等以上の衛生規制を有している国からの輸入のみを認めていること、貨物ごとに輸出国の政府機関が発行する衛生証明書の添付を義務づけていること、輸入において、抗生物質等の残留物質や腸管出血性大腸菌O157等の病原微生物についてモニタリング検査を実施していることなどにより安全性確保を図つてあるところをございまして、輸出国に対する牛内個体識別を求める必要はないと考えております。

○岩倉委員 ありがとうございました。トレー サリーサビリティ法案については、まだ幾つかあつたんですが、時間の関係もありまして、H

具体的には、都府県に設置される地方農政事務所と同じでございます。それは三つございまして、一つは、農業などの生産資材の販売、使用などに関する指導などのリスク管理業務を実施していくことによる調査、指導をする。二つ目は、食品表示の監視、指導をする。三つ目は、今議題となつております牛のトレー サビリティの管理、伝達に関する指導などのリスク管理業務を実施していくことにおきまして、日本の農家にとっては、

どうやつて対抗していくか、そういうことが非常に大きな問題だったわけですが、今回のそぞろもありまして、やはり外国産の安い農産物にくつくるということで、日本の農産物に対する抗争として、日本の農業が生き残っていく方向へ、そういう、日本の農業が生き残っていく方向が示されたのではなかろうかなと思つていています。

○岩倉委員 ありがとうございました。以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○小平委員長 次に、金子恭之君。

○金子恭之委員 自由民主党の金子恭之でござります。

HACCPに関する件もトレーサビリティ法案と一緒になんですが、これは大分認知度は進んだというふうには思いますが、それは大分認知度は進んだといつて、やはりどれだけ消費者の方が認識をしていくかということについては、まだまだ足りないのではないかというふうに思ひますので、トレーサビリティ法案同様に、パブリックリレーションズについてやはりしっかり取り組んでいくことが大切だというふうに思ひますので、ぜひこのことについてお願いをしておきたいと思います。

最後になりますけれども、きょうの議題の法案とはちょっと外れますが、新たに設置される北海道農政事務所、その承認の件というの、多様化している中で、一昨年のBSEの発生以来、食品の不正表示の問題、また外国産の残留農薬の問題、そして無登録農薬の問題等々、いろいろな農業また消費者を取り巻く大きな問題が発生しております。そういう中で、食品の安全性の確保に対する国民の不安また関心というのも非常に高くなつてゐるわけでござります。

そういう中で、先日衆議院を通過いたしました食品安全基本法案がございました。参議院の方でも今審議中で、やがて成立するということをございますが、食品の安全行政の強化、確立というのがこれから重要になってくると思います。

私も地元に帰りまして、生産者の方々といろいろお話をすると、やはり不安というものは大きいわけがありますが、私は逆に生産者の方々に、今が実はチャンスなんだ、農業にとつては私が、こういう苦しいときこそこれを反転して攻

いうふうに思つております。そういう中で、おとしもありましたが、セーフガードの暫定発動等々もありまして、やはり外国産の安い農産物にどうやつて対抗していくか、そういうことが非常に大きな問題だったわけですが、今回のそぞろもありまして、やはり外国産の安い農産物に

としもありましたが、セーフガードの暫定発動等々もありまして、やはり外国産の安い農産物に

どうやつて対抗していくか、そういうことが非常に大きな問題だったわけですが、今回のそぞろもありまして、やはり外国産の安い農産物に

見て、これで一つの大きな形ができるでいくのではなくかなどと思つております。そういう意味では、この食品安全行政システムが効率的に機能するよう、国としても力を入れていただきたいと思います。

食品基本法を皮切りに、今回の関連法案の成立をして、食品安全基本法案に基づきまして食品安全委員会の設置がなされたわけですが、その設置のみによってこの食品安全行政という改革がなされ得られるわけではなくて、ある意味では、リスク管理を行なう関係各署における取り組みというの

のが重要になつてくるのではなかろうかなと思つております。そういう意味で、農林水産省がいかに、この食品安全基本法に基づきまして、食品安全委員会と役割分担を果たして機能していくかということが大きな問題ではなかろうかなと思つております。

そういう意味で、新たに設置される食品安全委員会と農林水産省はどのような役割分担で連携していくのか、大臣にお答えをしていただきたいと思います。

○亀井国務大臣 お答えいたしました。

新たな食品安全行政では、内閣府に設置される食品安全委員会が科学的なリスク評価を客観的かつ中立公正に行なう一方、このリスク評価の結果を

踏まえ、リスク管理を担う農林水産省では、厚生労働省と連携して、農林水産物の生産から食品の販売に至る一連の行程において、施策を総合的に講じていくこととしております。このため、農林水産省では、例えば農薬の規格基準を設定するなどの際には、食品安全委員会に諮問を行い、委員会が行うリスク評価の結果に基づき規格基準などを設定するとともに、重大時ににおける危機管理やリスクコミュニケーションには、委員会を中心とした政府一体となって取り組むことをしております。

また、食品安全基本法では、このような食品安全委員会と関係行政機関との密接な連携方針などを、食品安全行政の実施に関する基本的事項を定め、これを公表することとしております。

このように、一定の役割分担のもと、農林水産省としては、食品安全委員会及び厚生労働省と密接な連携を図り、食品安全行政の一体的な推進に邁進してまいりたい、こう考えております。

○金子(恭)委員 ありがとうございます。今後の食品安全行政において、農林水産省は農林水産物の生産段階を中心として食品のリスク管理の業務を担うわけでございますが、今回の法案の中でも農林水産省の組織再編があるわけでございまして、その組織再編によりまして、食の安全、安心対策はどういうふうに強化されるのか、お答えください。

○龜井国務大臣 リスク管理を担う農林水産省においては、産業振興部門から分離独立して消費者行政とリスク管理業務を一体的に行う消費・安全局を創設するとともに、リスクコミュニケーションを推進することで、相互の牽制や緊張関係を持つつ、食品安全行政における透明性の確保を図っていくわけであります。

また、地方農政局や地方農政事務所においても、リスク管理業務を担う消費・安全部を設け、農薬の販売等に対する立入検査や食品表示の監視指導体制を強化することとしております。

無登録農薬等の回収命令の創設等、緊急時の対応措置を拡充するための関係個別法の改正、農薬の登録等の際に厚生労働省の意見聴取を行い、連携を強化するための関係個別法の改正など、リスク管理のための組織や施策を総合的に見直すこととしております。

また、食品安全基本法では、このようないままでの食品安全委員会と関係行政機関との密接な連携方針などを、食品安全行政の実施に関する基本的事項を定め、これを公表することとしております。

○金子(恭)委員 ありがとうございます。大臣のリーダーシップによりまして、万全の体制で臨んでいただきたいと思います。

今、地方を歩いておりますと、農協の女性部が直接運営をしておるふれあい市場等々が非常にぎわいを見せておりました。やはりこれは、生産者の顔が見える農産物ということで、みんなが安心をして買つていただいているからではなかろうかなと思っております。そういう意味で、これからも安心対策はどのようにをどんどん導入していくかなければいけないのかなと思っています。

そこで、農林水産省におきましては、食品の生産、流通経路をきちんと把握できるように、いわゆるトレーサビリティーシステムの導入検討しているところです。

○金子(恭)委員 ありがとうございます。大臣の時間等もございますので、トレーサビリティ法はこれで終わりまして、HACCP法の方に対して質問をさせていただきます。

近年の食品事故やBSEの発生によって、食品安全性や品質の確保についての消費者等の関心は非常に高くなっていますけれども、そうした中で、HACCP手法支援法が平成十年に制定され、今日まで五年が経過しております。そこで、まずは、この五年間において、この法律に基づき、どれだけの施設に対してHACCP手法についての高度化計画が認定されたのでしょうか、またその実績をどのように評価されているのでしょうか、お伺いいたします。

○龜井国務大臣 これまで十八の業種においてHACCP手法の導入のための取り組みが行われて

で飼養されるすべての牛、約四百五十万頭の個体

があるわけであります。

牛肉に対する消費者の信頼を特に強く確保す

る、こういう観点で、牛肉についてBSEの発生により大きく減退した消費がまだ発生前の水準にまで回復しておらないわけであります。

また、米や野菜などの牛肉以外のものについては、食品の種類ごとにその食品の特性や流通の実態が異なることから、トレーサビリティーシステムの開発を進め、ITを活用したモデル的な取り組みの支援、情報関連機器の整備等に対する助成を行ななど、生産者や食品事業者の自主的な取り組みが行われるようなことができれば、こう考えております。

任意の制度として、農畜水産物の生産方法などを食品の生産過程に関する情報を正確に伝えておりまして、第三者に認証してもらうJAS規格制度の導入も検討しているところであります。

いずれにしても、トレーサビリティーシステムは、食卓と農場を結び、顔の見える関係の構築につながる、生産者と消費者の信頼関係の醸成に重要な役割を果たす、このように考えておりますし、この支援をしてまいりたい、こう思つております。

また、BSEの発生により大きな社会的混乱を経験したEUでは、BSEの発生を契機に、牛肉流通の透明性の確保により、牛肉に対する消費者の信頼を確保するため、二〇〇〇年九月一日以降屠畜された牛肉については個体識別番号の表示が義務化されております。

このようなことから、本法律案は、牛及び牛肉を対象とし、牛の個体情報を個体識別番号により一元管理するとともに、屠畜以降の牛肉について、流通、消費の各段階で個体識別番号等の表示を義務づけることによつて、牛肉の個体情報を確認できる仕組みを構築するものであります。

○金子(恭)委員 今のお話、牛の個体情報を確認するための個体識別番号等の表示が義務化されると、牛の履歴をさかのばることができます。

大臣の時間等もございますので、トレーサビリティ法はこれで終わりまして、HACCP法の方に対して質問をさせていただきます。

近年の食品事故やBSEの発生によって、食品安全性や品質の確保についての消費者等の関心についてのみ法的に義務づける理由について、大臣の方からお答えをいただければと思います。

大臣の時間等もございますので、トレーサビリティ法はこれで終わりまして、HACCP法の方に対して質問をさせていただきます。

そこで、重要なところでございますので、このトレーサビリティ法案の提出の趣旨、特に牛肉についてのみ法的に義務づける理由について、大臣の方からお答えをいただければと思います。

大臣の時間等もございますので、トレーサビリティ法はこれで終わりまして、HACCP法の方に対して質問をさせていただきます。

近年の食品事故やBSEの発生によって、食品安全性や品質の確保についての消費者等の関心は非常に高くなっていますけれども、そうした中で、HACCP手法支援法が平成十年に制定され、今日まで五年が経過しております。そこで、まずは、この五年間において、この法律に基づき、どれだけの施設に対してHACCP手法についての高度化計画が認定されたのでしょうか、またその実績をどのように評価されているのでしょうか、お伺いいたします。

○龜井国務大臣 これまで十八の業種においてHACCP手法の導入のための取り組みが行われて

牛一頭ごとに所在等の情報を一元管理し、患畜発生時に迅速に検索できるシステムを構築する必要

があるわけであります。

おります。個別の高度化計画の認定件数も百四十七件、これは平成十五年三月末現在でございますけれども、百四十七件であります。

このような取り組みによりまして、HACCP手法に基づく高度な製造過程の管理の考え方が着実に広まっているところであります。一連の食中毒事故やBSEの発生等を通じて、食品安全性の確保や品質管理の徹底に対する要請が一層強まっているとともに、近年の経済状況のもとで設備投資の面での難しさもあることから、本法の適用期限を五年間延長することとしたものであります。

○金子(恭)委員 これからさらにHACCP手法の導入を促進していくとのことでございますが、HACCP手法というものは、食品製造行程の原料受け入れから製造、出荷までの全行程において、危害防止につながるポイントをリアルタイムで監視、記録するシステムであり、食品の安全性を確保する上では最もすぐれた手法の一つと承知しておりますけれども、そうであるならば、本法案の支援対象に食品の製造段階だけではなく農業の生産現場や流通段階をも含めることによって、食品安全性の一層の向上を図ることが望ましいのではないかと思います。

本法案の支援対象に食品製造業者以外の事業者をも含めることについてどのように考えておられるのか、見解をお伺いいたします。

○西藤政府参考人 お答え申し上げます。

現在、HACCP手法支援法におきましては、食品の衛生管理システムを確立していくことでございますが、危害分析ということ、微生物による汚染や異物の混入、過去にもいろいろな事故がございましたが、そういう異物の混入を防止する上で、清浄区域と非清浄区域を区分して管理するということが我々非常に重要だというふうに考えております。

こういう点で、先生御指摘のように、一次産業の分野あるいは流通の分野という観点で見ますと、清浄区域と非清浄区域という形で場所を囲つ

て対応するということがなかなか、生産現場、流通現場では現状では非常に対応しにくいという状況がございます。そういうことから見て、加工段階と全く同様にこのHACCP手法を導入していくくということは、なかなか現状では困難な面があります。そういう点で、HACCP手法の考え方を適用期限を五年間延長することとしたものであります。

ただ、生産段階あるいは流通段階とはいって、品質管理の高度化を図っていくという考え方ではありますけれども、そういう考え方を取り入れるとすればどういうことがあるんだろうか、どういうやり方があるんだろうか、そのようなことをマニュアルを策定し、そのマニュアル策定を支援することによって、トータルとしてのそういう品質管理の高度化ということに資したいということで、私はども、そういうマニュアル策定について、必要に応じ今まで支援してきているという状況にございます。

○金子(恭)委員 今、局長の方から答弁がございましたが、これからも御支援方よろしくお願ひ申しあげます。

次に、HACCP手法の導入というのは、衛生、品質管理の向上を初めとするさまざまな効果が生まれるものであります。国民の食に対する信頼を回復するためには、HACCP手法を推進することが重要であります。この法案を五年間延長することにより、どの程度の実績を伸ばすことが可能であると想定されているのか、お答えください。

○西藤政府参考人 お答え申し上げます。

過去五年間で、先ほど大臣からの御答弁にもありましたように、十八業種で百四十七件の高度化計画の認定が行われております。

今回、制度を延長させていただきまして、定量的にどの程度というのはなかなか見通しがたいのが正直なところでございますが、私ども、関係団体、具体的には食品産業センターが関係企業のア

ンケート調査を行っております。三百余の企業を対象に意向を把握しておりますけれども、HACCP手法を導入していない企業二百弱のうち約六割が、すぐに、あるいは三年以内に導入したい、さらに五年以内に導入すると、全体

の八割が希望している状況にございます。

また、冒頭申し上げましたように、現在十八業種ということで、指定認定機関も十八団体なわけでございますが、現在、新しい体制のもとで指定認定機関になることを希望しておりますのが、漬物とパンの業界でそういう動きがあると我々も知しております。五年間延長することによりまして、範囲を拡大して、さらに実績を伸ばすことができるのではないかというふうに考えております。

○金子(恭)委員 今、私が地元の生産者の方とお話ししていく中で、やはり一番大きな問題の一つに農薬の問題があると思います。

昨年、農薬取締法が改正をされ、三月の十日から施行されたわけでありますが、トマトには使えてメロンには使えないとか、そういう、非常に現場では混乱をしたわけであります。聞くところによりますと、日本で生産されている農産物は三百種類ある、その中で厳密に登録されているものだけを使うと、半分の農産物には使う農薬がないといふふうに聞いております。

そういう中で、経過措置として、グループ化、農産物の分類化をして、その中でその分類に入るものに使えるものはほかのものにも使えるというふうに思っています。

この二年の経過措置の間に必要なデータをとつていただきまして、登録をしていただきたいと思つてはいるわけでございます。現時点で約五千六百件全国で出て、承認をしているところでござります。

○金子(恭)委員 続きまして、特定農薬についてお聞きしたいと思います。

特定農薬につきましては、募集をしましたら七百種類の候補が出たそうですが、その中で認められたものは三種類であつたということでありまして、もうほんどのものが今回保留をされましたということです。

そういう中で、生産者の中では、木酢液というのがございますが、木酢液は農薬を薄めるものに

そういう中で、生産量の多い農産物については、使える農薬というのメーカーとしても開発をしていくわけあります。お金と時間がかかると言われる、余り量の出ない地域特産物に対する登録農薬が本当にその一定期間でできるかということを心配しているわけでございます。そういう

中で、農家としては、誤った農薬の使用を行つて登録農薬が失うこと最も恐れています。

そこで心配しているわけでございます。そういう状況の中で、農林水産省としまして、安全性的確保とマイナー作物の生産の問題についてどのような対策を講じていらっしゃるのか、お答えをお願いいたします。

○須賀田政府参考人 たしか、マイナー作物に用できる農薬が少ないという要望を受けまして、私ども、先生おっしゃいましたように、一定の経過措置ということで二年間ぐらいを設けまして、前提としては、出荷前に残留農薬分析をしてくださいよという安全確保措置をとつてくれというふうに思っています。

昨年、農薬取締法が改正をされ、三月の十日から施行されたわけでありますが、トマトには使えてメロンには使えないとか、そういう、非常に現場では混乱をしたわけであります。聞くところによりますと、日本で生産されている農産物は三百種類ある、その中で厳密に登録されているものだけを使うと、半分の農産物には使う農薬がないといふふうに聞いております。

そういう中で、経過措置として、グループ化、農産物の分類化をして、その中でその分類に入るものに使えるものはほかのものにも使えるというふうに思つてはいるわけでございます。現時点で約五千六百件全国で出て、承認をしているところでござります。

○金子(恭)委員 続きまして、特定農薬についてお聞きしたいと思います。

特定農薬につきましては、募集をしましたら七百種類の候補が出たそうですが、その中で認められたものは三種類であつたということでありまして、もうほんどのものが今回保留をされましたということです。

そういう中で、生産者の中では、木酢液というのがございますが、木酢液は農薬を薄めるものに

使いまして、それをこれまで頻繁に使っていたということあります。今回の「特定農薬制度の今後の運用について」ということで、「農薬とすることが保留されたものは、薬効を謳って販売されるものは、従来どおり取り締まりの対象とするが、使用者が農業的に使えると信じて使う場合はこの限りではない。」ということが言われているわけであります。

ということで、今皆さん方は農薬として売つてない木酢液を買ってきて、それを農薬を薄めて使っているというのが現状なんですね。しかし、できれば早くこれを特定農薬に認めていただければ、安心して使えるわけでございます。

そういうこともございまして、これから今後、今まで保留在している資材をどのように取り扱つていただくのか、早く検査をしていただけであります。

○須賀田政府参考人 原材料から見て人畜に安全であるということで登録等を要しない農薬として、特定農薬というものを位置づけたわけでございます。

先生おっしゃるよう、重曹、食酢、天敵と三種類が認められております。おもしろおかしく取り上げられたものとして、アイガモだとアヒルだとかそういうものがありますけれども、これはもう明らかに農薬でないというふうに位置づけられました。

あと、現在、農薬効果が不明といつたものの中には、米ぬかとかビールとかコーラとかそういうものと並びまして、木酢液がございます。これはまちまちなつくり方をそれまでしておられましたので、林野庁関係の団体でちゃんとした規格基準みたいなものを定めていただきまして、ちゃんとつくり方をするようにということで審議会にお諮りをしたところ、農薬効果が不明だという評価をいただきました。そういうものが幾つかござります。これを農薬の効能をうたつて販売する

と、それは無登録農薬になりますので農薬取締法上の禁止規定にひつかかるわけでございますけれども、みずから防除に効果があると信じて使われる段には特に支障はないわけでございます。

専門家で進めていただきまして、四月十六日に第一回目の検討、五月にも引き続き検討を行う予定でござまして、評価可能なデータを得られたものから順次指定をしていきたいというふうに思っております。

○金子(恭)委員 時間も参りましたので、最後の質問にさせていただきます。

残留農薬の問題で、農薬取締法を改正され、農家の中では誤解された部分が多少あります。ただくのか、早く検査をしていただけで、早く登録をしていただきたいというのが私からのお願いです。が、そのことについてお答えをお願いいたします。

○須賀田政府参考人 原材料から見て人畜に安全な農家にとってはこれからも負担がどんどんふえんじやないかというのを考えていらっしゃる方がいらっしゃって、農薬取締法が改正されたとしても価格面に実は生産者としては反映をされることがあります。ある意味では経営規模の小さい零細農家にとってはこれが負担がどんどんふえるんじゃないか、そういうことを考えていらっしゃる方もあるわけであります。

私の認識としては、生産者がみずから残留農薬を検査するということはないというふうに聞いておりますし、今言われているのが、各地域で農協とかいろいろな団体が自主的に残留農薬を検査して出荷するということが行われるということを聞いています。

個々の農家がやるということはちょっとと考えられないけれども、農協なり先進的な農家の団体なりが取り組むという事例を承知しております。現在このような自主的な取り組みに対する支援ということで、十四年度の補正予算、十五年度予算におきまして、都道府県と農協に対して機器の整備への助成というのを行っております。

○金子(恭)委員 ありがとうございました。これからもその取り組みはよろしくお願いいたします。

農林水産省設置法の一部を改正する法律案

第一条 農林水産省設置法の一部を改正する法律

目次中 第二節 食糧店

第二款 地方支分部局(第二十七条・第二十八条)

第四条第六号中「及び主要食糧である農産物を主な原料とするもの」を削り、同条中第二十二号を削り、第二十一号を第二十二号とし、第十四号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、第十三号の次に次の一号を加える。

十四条 農林水産物の食品としての安全性の確保に関する事務のうち生産過程に係るものに関すること(食品衛生に関する事務)及び環境省の所掌に係る農薬の安全性の確保に関する事務

()。

第五十四条中第五十三号を削り、第五十四号を第五十三号とし、第五十五号を削り、第五十六号を第五十四号とし、第五十七号から第八十九号までを二号ずつ繰り上げる。

第十七条中「北海道統計情報事務所」を「北海道農政事務所」に改める。

北海道統計・情報事務所

第十九条を次のように改める。

(地方農政事務所)

第十九条 地方農政局の所掌事務(第四条第四

十六条から第四十八号までに掲げる事務並びに前条第一項第二号及び第三号に掲げる事務を除く)の一部を分掌させるため、所要の地

に、地方農政事務所を置く。

2 地方農政事務所の名称、位置及び管轄区域

3 地方農政事務所の所掌事務及び内部組織

終わります。ありがとうございました。

○小平委員長 これにて両案に対する質疑は終りました。

次回は、来る十三日火曜日午前九時四十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時五十二分散会

| |
|---|
| <p>○小平委員長 これにて両案に対する質疑は終りました。</p> <p>次回は、来る十三日火曜日午前九時四十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。</p> <p>午後四時五十二分散会</p> |
|---|

2 都道府県知事及び市町村長は、特定家畜伝

染病防疫指針に基づき、この法律の規定による家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずるものとする。

3 農林水産大臣は、特定家畜伝染病防疫指針を作成し、変更し、又は廃止しようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

第四条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に同一の項を加える。

2 農林水産大臣は、前項の伝染性疾患を定める農林水産省令を制定し、又は改廃しようとするときは、厚生労働大臣の公衆衛生の見地からの意見を聴くとともに、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならぬ。

第二章に次の二条を加える。

(飼養衛生管理基準)

第十二条の三 農林水産大臣は、政令で定める家畜について、農林水産省令で、当該家畜の飼養に係る衛生管理の方法に関し家畜の所有者が遵守すべき基準（以下「飼養衛生管理基準」という）を定めなければならない。

2 飼養衛生管理基準が定められた家畜の所有者は、当該飼養衛生管理基準に定めるところにより、当該家畜の飼養に係る衛生管理を行わなければならない。

3 農林水産大臣は、飼養衛生管理基準を設定し、改正し、又は廃止しようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならぬ。

(勧告及び命令)

第十二条の四 都道府県知事は、家畜の所有者が飼養衛生管理基準を遵守していないと認めるとときは、その者に対し、期限を定めて、家畜の飼養に係る衛生管理の方法を改善すべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第十七条第一項第一号及び第二号並びに第二十一条第一項第一号中「家きんペースト」を「高病原性鳥インフルエンザ」に改める。

第三十六条の二第三項中「第六十二条」を「第六十二条第一項第一号及び第二号並びに第二十一条第一項第一号中「家きんペースト」を「高病原性鳥インフルエンザ」に改める。

六十二条第一項に、「同条」を「同項」に改める。

第六十条第一号及び第六号中「第六十二条」を「第六十二条第一項」に改める。

第六十二条第一項に、「限り」の下に、「第三条の二」を加え、同条に次の二条を加える。

2 農林水産大臣は、前項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならぬ。

第六十二条の三第一項中「農林水産大臣は」の下に、「第四条第二項に規定するもののほか」を加える。

第六十二条の四中「第六十二条」を「第六十二一条第一項」に改める。

第六十三条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第一号、第二号、第四号及び第五号中「第一

六十二条」を「第六十二条第一項」に改める。

第六十四条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第一号から第三号までの規定中「第六十二

一条」を「第六十二条第一項」に改める。

第六十五条第一号中「第六十二条」を「第六十二

一条第一項」に改め、同条第二号中「第二十六条第一項又は」を「第十二条の四第一項、第二十六

一条第一項又は」に、「第六十二条」を「第六十二条第一項」に改め、同条第三号から第十号までの規定中「第六十二条」を「第六十二条第一項」に改める。

第六十六条第一項に、「第六十二条」を「第六十二条第一項」に改め、同条第二号中「第二十六条第一項」に改め、同条第三号から第十号までの規定中「第六十二条第一項」に改める。

第六十七条第一項第一号及び第二号並びに第二十一条第一項第一号中「家きんペースト」を「高病

原性鳥インフルエンザ」に改める。

第六十二条第一項に、「限り」の下に、「第三条の二」を加え、同条に次の二条を加える。

2 農林水産大臣は、前項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならぬ。

第六十二条の三第一項中「農林水産大臣は」の下に、「第四条第二項に規定するもののほか」を加える。

第六十二条の四中「第六十二条」を「第六十二

一条第一項」に改める。

第六十三条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第一号、第二号、第四号及び第五号中「第一

六十二条」を「第六十二条第一項」に改める。

第六十四条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第一号から第三号までの規定中「第六十二

一条」を「第六十二条第一項」に改める。

第六十五条第一号中「第六十二条」を「第六十二

一条第一項」に改め、同条第二号中「第二十六条第一項」に改め、同条第三号から第十号までの規定中「第六十二条」を「第六十二条第一項」に改める。

第六十六条第一項に、「第六十二条」を「第六十二条第一項」に改め、同条第二号中「第二十六条第一項」に改め、同条第三号から第十号までの規定中「第六十二条第一項」に改める。

第六十七条第一項第一号及び第二号並びに第二十一条第一項第一号中「家きんペースト」を「高病

原性鳥インフルエンザ」に改める。

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条の規定並びに附則第六条中地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一薬事法（昭和三十五年法律第一百四十五号）の項の改正規定、附則第七条、第九条及び第十条の規定並びに附則第十一条中食品安全基本法（平成十五年法律第一号）第二十四条第一項第八号の改正規定及び同法附則第四条の改正規定は、薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律（平成十四年法律第九十六号）附則第一条第一号に定める日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(家畜伝染病予防法の一時改正に伴う経過措置)

第三条 この法律の施行前にされた第四条の規定による改正前の家畜伝染病予防法第二条第一項の表二十三の項に規定する家きんペーストに係る処分、手続その他の行為は、第四条の規定によると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(家畜伝染病予防法の一部改正)

第五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第百六号）の一部を次のように改正する。

第五十条第三項中「家畜改良増殖法（昭和二十二年法律第二百九号）」の下に「家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第一百六十六号）」を加える。

第五十五条中「家畜伝染病予防法（昭和二十二年法律第二百九号）」の下に「家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第一百六十六号）」を加える。

第五十六条中「家畜伝染病予防法（昭和二十二年法律第二百九号）」の下に「家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第一百六十六号）」を加える。

第五十七条中「家畜伝染病予防法（昭和二十二年法律第二百九号）」の下に「家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第一百六十六号）」を加える。

第五十八条中「家畜伝染病予防法（昭和二十二年法律第二百九号）」の下に「家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第一百六十六号）」を加える。

第五十九条 中「家畜伝染病予防法（昭和二十二年法律第二百九号）」の下に「家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第一百六十六号）」を加える。

第六十条中「家畜伝染病予防法（昭和二十二年法律第二百九号）」の下に「家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第一百六十六号）」を加える。

第六十一条中「家畜伝染病予防法（昭和二十二年法律第二百九号）」の下に「家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第一百六十六号）」を加える。

第六十二条中「家畜伝染病予防法（昭和二十二年法律第二百九号）」の下に「家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第一百六十六号）」を加える。

第六十三条中「家畜伝染病予防法（昭和二十二年法律第二百九号）」の下に「家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第一百六十六号）」を加える。

別表第一肥料取締法（昭和二十五年法律第一百二十七号）の項第一号中「から第十六条の二まで」を「、第十六条第一項、第二項及び第四項、

第十六条の二」に改め、同表肥料取締法（昭和二十二年法律第一百二十七号）の項第四号中「第三十

五年法律第一百二十七号）の項第五号中「第三十一

条第七項」に改め、同表家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第一百六十六号）の項中「第六十二

条」を「第六十二条第一項」に改め、同表業事法の項第五号中「第三十一条第六項」を「第三十一

条第七項」に改め、同表業事法（昭和二十八年法律第一百四十五号）の項第二号中「第八十三条を「第八十三条第一項」に改める。

第七条 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第五十条の二十六第一項中「第八十三条」を「第八十三条第一項」に改める。

(食料・農業・農村基本法の一部改正)

第八条 食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第百六号）の一部を次のように改正する。

第五十五条第一項中「家畜改良増殖法（昭和二十二年法律第二百九号）」の下に「家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第一百六十六号）」を加える。

第五十六条中「家畜伝染病予防法（昭和二十二年法律第二百九号）」の下に「家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第一百六十六号）」を加える。

第五十七条中「家畜伝染病予防法（昭和二十二年法律第二百九号）」の下に「家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第一百六十六号）」を加える。

第五十八条中「家畜伝染病予防法（昭和二十二年法律第二百九号）」の下に「家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第一百六十六号）」を加える。

第五十九条 中「家畜伝染病予防法（昭和二十二年法律第二百九号）」の下に「家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第一百六十六号）」を加える。

第六十条中「家畜伝染病予防法（昭和二十二年法律第二百九号）」の下に「家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第一百六十六号）」を加える。

第六十一条中「家畜伝染病予防法（昭和二十二年法律第二百九号）」の下に「家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第一百六十六号）」を加える。

第六十二条中「家畜伝染病予防法（昭和二十二年法律第二百九号）」の下に「家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第一百六十六号）」を加える。

第六十三条中「家畜伝染病予防法（昭和二十二年法律第二百九号）」の下に「家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第一百六十六号）」を加える。

第六十四条中「家畜伝染病予防法（昭和二十二年法律第二百九号）」の下に「家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第一百六十六号）」を加える。

第六十五条中「家畜伝染病予防法（昭和二十二年法律第二百九号）」の下に「家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第一百六十六号）」を加える。

第六十六条中「家畜伝染病予防法（昭和二十二年法律第二百九号）」の下に「家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第一百六十六号）」を加える。

第六十七条中「家畜伝染病予防法（昭和二十二年法律第二百九号）」の下に「家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第一百六十六号）」を加える。

第六十八条中「家畜伝染病予防法（昭和二十二年法律第二百九号）」の下に「家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第一百六十六号）」を加える。

第六十九条 中「家畜伝染病予防法（昭和二十二年法律第二百九号）」の下に「家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第一百六十六号）」を加える。

第七十条中「家畜伝染病予防法（昭和二十二年法律第二百九号）」の下に「家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第一百六十六号）」を加える。

第七十一条中「家畜伝染病予防法（昭和二十二年法律第二百九号）」の下に「家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第一百六十六号）」を加える。

第七十二条中「家畜伝染病予防法（昭和二十二年法律第二百九号）」の下に「家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第一百六十六号）」を加える。

第七十三条中「家畜伝染病予防法（昭和二十二年法律第二百九号）」の下に「家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第一百六十六号）」を加える。

第七十四条中「家畜伝染病予防法（昭和二十二年法律第二百九号）」の下に「家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第一百六十六号）」を加える。

第七十五条中「家畜伝染病予防法（昭和二十二年法律第二百九号）」の下に「家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第一百六十六号）」を加える。

第七十六条中「家畜伝染病予防法（昭和二十二年法律第二百九号）」の下に「家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第一百六十六号）」を加える。

第七十七条中「家畜伝染病予防法（昭和二十二年法律第二百九号）」の下に「家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第一百六十六号）」を加える。

第七十八条中「家畜伝染病予防法（昭和二十二年法律第二百九号）」の下に「家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第一百六十六号）」を加える。

第七十九条中「家畜伝染病予防法（昭和二十二年法律第二百九号）」の下に「家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第一百六十六号）」を加える。

第八十条中「家畜伝染病予防法（昭和二十二年法律第二百九号）」の下に「家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第一百六十六号）」を加える。

第八十一条中「家畜伝染病予防法（昭和二十二年法律第二百九号）」の下に「家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第一百六十六号）」を加える。

第八十二条中「家畜伝染病予防法（昭和二十二年法律第二百九号）」の下に「家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第一百六十六号）」を加える。

第八十三条中「家畜伝染病予防法（昭和二十二年法律第二百九号）」の下に「家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第一百六十六号）」を加える。

第八十四条中「家畜伝染病予防法（昭和二十二年法律第二百九号）」の下に「家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第一百六十六号）」を加える。

第八十五条中「家畜伝染病予防法（昭和二十二年法律第二百九号）」の下に「家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第一百六十六号）」を加える。

第八十六条中「家畜伝染病予防法（昭和二十二年法律第二百九号）」の下に「家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第一百六十六号）」を加える。

第八十七条中「家畜伝染病予防法（昭和二十二年法律第二百九号）」の下に「家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第一百六十六号）」を加える。

第八十八条中「家畜伝染病予防法（昭和二十二年法律第二百九号）」の下に「家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第一百六十六号）」を加える。

第八十九条中「家畜伝染病予防法（昭和二十二年法律第二百九号）」の下に「家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第一百六十六号）」を加える。

第九十条中「家畜伝染病予防法（昭和二十二年法律第二百九号）」の下に「家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第一百六十六号）」を加える。

第九十一条中「家畜伝染病予防法（昭和二十二年法律第二百九号）」の下に「家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第一百六十六号）」を加える。

第九十二条中「家畜伝染病予防法（昭和二十二年法律第二百九号）」の下に「家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第一百六十六号）」を加える。

第九十三条中「家畜伝染病予防法（昭和二十二年法律第二百九号）」の下に「家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第一百六十六号）」を加える。

第九十四条中「家畜伝染病予防法（昭和二十二年法律第二百九号）」の下に「家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第一百六十六号）」を加える。

第九十五条中「家畜伝染病予防法（昭和二十二年法律第二百九号）」の下に「家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第一百六十六号）」を加える。

第九十六条中「家畜伝染病予防法（昭和二十二年法律第二百九号）」の下に「家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第一百六十六号）」を加える。

第九十七条中「家畜伝染病予防法（昭和二十二年法律第二百九号）」の下に「家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第一百六十六号）」を加える。

第九十八条中「家畜伝染病予防法（昭和二十二年法律第二百九号）」の下に「家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第一百六十六号）」を加える。

第九十九条中「家畜伝染病予防法（昭和二十二年法律第二百九号）」の下に「家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第一百六十六号）」を加える。

第一百条中「家畜伝染病予防法（昭和二十二年法律第二百九号）」の下に「家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第一百六十六号）」を加える。

第一百一条中「家畜伝染病予防法（昭和二十二年法律第二百九号）」の下に「家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第一百六十六号）」を加える。

第一百二条中「家畜伝染病予防法（昭和二十二年法律第二百九号）」の下に「家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第一百六十六号）」を加える。

第一百三条中「家畜伝染病予防法（昭和二十二年法律第二百九号）」の下に「家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第一百六十六号）」を加える。

第一百四条中「家畜伝染病予防法（昭和二十二年法律第二百九号）」の下に「家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第一百六十六号）」を加える。

第一百五条中「家畜伝染病予防法（昭和二十二年法律第二百九号）」の下に「家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第一百六十六号）」を加える。

第一百六条中「家畜伝染病予防法（昭和二十二年法律第二百九号）」の下に「家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第一百六十六号）」を加える。

第一二号」を「第十四条第一項第三号口」に、「同条第七項、第十九条の二第四項及び第二十三条」を「同条第九項及び第十九条の二第五項」に改め、「同条第九項及び第十九条の二第五項」に改め、「同改正規定の次に次のように加え
る。」

第八十三条の二第一項中「第十二条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同条第二項中「第二十二条第一項」を「第十二条第一項」に、「医薬品の輸入販売業に係るもの」を「第一種医薬品製造販売業許可又は第二種医薬品製造販売業許可」とする。

第二条中薬事法第八十四条第四号を改め、同
条中第十六号を第十八号とし、第九号から第十
五号までを二号ずつ繰り下り、第八号の次に二
号を加える改正規定を次のように改める。

〔第二十三条の十六第一項又は第四項〕に改め、同条中第十七号を第二十一号とし、第十八号を第十八号とし、同号の次に次の二号を加える。

違反した者
二十 第七十一条第一項の規定による命令に違反し、又は同条第二項の規定による廢棄その他の処分を拒み、妨げ、若しくは

第二条中薬事法第八十四条に二号を加える改正規定を次のように改める。

第二条中薬事法第八十六条第一項を改め、同項第一号を改め、同項中第十五号を第十九号とし、第十四号を第十七号とし、同号の次に一号を加える改正規定を次のように改める。

第八十六条第一項中「五十万円」を「百万円」

第十一条第三十九条第一項の規定に違反した者に違反した者

第十四条第一項又は第五項の規定に違反した者

に改め、同項第一号中「第八条第一項」を「第七条第一項」に改め、同項中第十四号を第十七号とし、第十三号を第十六号とし、同項第十二号中「第七十二条の三」を「第七十二条の三第一項又は第二項」に、「業務の停止命令」を「命令」に改め、同号を同項第十五号とし、同項第十一号中「に基づく施設の使用禁止の処分」を「による業務の停止命令」に改め、同号を同項第十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

に基づく施設の使用禁止の处分に違反した者

第二条中薬事法第八十六条第一項第二号を改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に
る改正規定を削る。

第八十六条第一項に次の二号を加える。
十八 第七十四条の二第二項又は第三項の規定による命令に違反した者

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法の一
規定中「第八十三条」を「第八十三条第一項」に改
める。

十一条 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法
（平成十四年法律第二百九十二号）の一部を次のよ
うに改正する。
附則第二十六条のうち薬事法第八十三条の改
正規定中「第八十三条」を「第八十三条第一項」に
改める。
附則第三十条のうち薬事法及び採血及び供血
あつせん業取締法の一部を改正する法律第二条

のうち薬事法第八十三条の改正規定を改める改正規定中「第八十三条」を「第八十三条第一項」に改める。

条の三)にを加える。
附則第三十条のうち薬事法及び採血及び供血
あつせん業取締法の一部を改正する法律第二条
のうち薬事法第八十四条に二号を加える改正規
定をつて三見三つ。

(食品安全基本法の一部改正)
第十一條 食品安全基本法の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号の政令の制定若しくは改廃の立案をしようとするとき、同法第七条第一項若しくは第八条第三項（これらの規定を同法第二十三条の二第六項において準用する場合を含む。）

くは仮登録をしようとするとき、同法第十三條の二第二項（同法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定により特定普通肥料についての変更の登録若しくは仮登録をし

(同法第三十三条の二)第六項において準用する場合を含む)の規定により特定普通肥料についての変更の登録若しくは仮登録をし、若しくはその登録若しくは仮登録を取り消そうとするとき」を加え、同項第四号中「第六十二条」を「第六十二条第一項」に改め、同項第八号中「第八十三条の規定」を「第八十三条第一項の規定」に、「同項の規定による動物の」を「同法第十四条第一項

十四条第二項第二号若しくは第八十三条の第五項「第一項」に改める。

項第二号」を「第十四条第一項第三号口」に改める。

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する
ことの高まりにかんがみ、人畜に被害を生ずるおそわ
がある農畜水産物の生産を防止するため、特定の
官能通肥料の施用者に対し施用方法等についての基
準の遵守を義務付けるとともに、輸入販売業の許
可を受けた者以外の者が動物用医薬品を輸入する
ことを禁止する等の措置を講ずる必要がある。こ
れが、この法律案を提出する理由である。

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部を改正する法律
飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律
〔昭和二十八年法律第三十五号〕の一部を次のとおり改正する。

当該電磁的記録を含む。次項及び第七十四条において「財務諸表等」という。を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならない。

2 規格設定飼料製造業者その他の利害関係人は、登録検定機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録検定機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は抄本の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものとの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて農林水産省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

第十四条の見出しを「(事業所の変更の届出)」に改め、同条中「指定検定機関は、検定を行う検定施設を新たに設置し、廃止し、又はその」を「登録検定機関は、検定を行う事業所の」に改め、「その設置し、廃止し、又は」を削り、同条を第三十九条とする。

第十三条第一項中「第二条の四第一項又は第四条第一項の指定」を「第二十七条第一項の登録」に、「指定検定機関」を「登録検定機関」に、「行うべき」を「行う」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 登録検定機関は、公正に、かつ、第二十七条第一項の農林水産省令で定める検定の方法により検定を行わなければならない。

第十三条を第三十八条とする。

第十二条の見出しを「(登録基準)」に改め、同条中「第二条の四第一項又は第四条第一項の指定の申請が次の各号」を「第三十四条の規定により登録を申請した者(以下この項において「登録申請者」という。)が次に掲げる要件のすべて」に、「と認め

(その他の経過措置の政令への委任)

第十一條 附則第三条から前条までに規定するもののか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

(地方税法の一部改正)

第十二条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第十五条第五十一項中「第十八条第一項」を「第五十条第一項」に改める。

(独立行政法人肥飼料検査所法の一部改正)

第十三条 独立行政法人肥飼料検査所法(平成十一年法律第二百八十六号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項第三号中「指定検定機関」を「登録検定機関」に同項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の二号を加える。

四 飼料及び飼料添加物の製造設備、製造管理の方法等に関する検査を行うこと。

第十条第二項第二号中「第二十二条の二第一項」を「第五十七条第一項」に改める。

(食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の一部改正)

第十四条 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成十二年法律第二百八十六号)の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項中「第十八条第一項又は」を「第五十条第一項又は」に、「第二条の二第一項」を「第三条第一項」に改め、同条第二項中「第十八条第一項又は」を「第五十条第一項又は」に、「第十八条第四項」を「第五十条第四項」に改め、

同条第三項中「第十八条第一項」を「第五十条第四項」

一項に改め、同条第四項中「第十八条第四項」

を「第五十条第四項」に改める。

(食品安全基本法の一部改正)

第十五条 食品安全基本法(平成十五年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項第五号中「第二条の二第一項」を「第三条第一項」に、「第二条の六の規定による販売」を「第二十三条の規定による製造、輸入、販売若しくは使用」に改める。

理由

最近における飼料の製造及び流通をめぐる状況等の変化にかんがみ、飼料の適正な品質管理の推進及び安全性の確保を図るために、特定飼料等の製造業者の品質管理の方法等に係る登録制度を実施するとともに、有害な物質を含む飼料の製造等を禁止することとし、あわせて飼料の検定機関への行政の関与の適正化を図るため、飼料の検定機関の指定制度を見直す等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農林水産省設置法の一部を改正する法律第一条の規定による改正後の農林水産省設置法第十七条、第十九条第一項及び第二項並びに第二十条の二第二項の規定により、地方農政事務所及び北海道農政事務所を設置する必要があるので、別紙のとおりその設置について、地方自治法第二百五十六条第四項の規定に基づき、国会の承認を求める。

別紙

一 地方農政事務所

| 名 称 | 位 置 | 管 轄 区 域 |
|---------|-----|---------|
| 青森農政事務所 | 青森市 | 青森県 |
| 岩手農政事務所 | 盛岡市 | 岩手県 |

| | | |
|--|---|---|
| 秋田農政事務所 山形農政事務所 福島農政事務所 茨城農政事務所 栃木農政事務所 群馬農政事務所 千葉農政事務所 東京農政事務所 神奈川農政事務所 山梨農政事務所 長野農政事務所 静岡農政事務所 新潟農政事務所 富山農政事務所 福井農政事務所 岐阜農政事務所 三重農政事務所 滋賀農政事務所 大阪農政事務所 兵庫農政事務所 奈良農政事務所 和歌山農政事務所 鳥取農政事務所 島根農政事務所 広島農政事務所 山口農政事務所 徳島農政事務所 香川農政事務所 愛媛農政事務所 高松市 徳島市 山口市 広島市 松江市 島根县 广岛县 岛根县 山口县 广岛县 德岛县 香川县 爱媛县 | 秋田市 山形市 福岛市 茨城县 栃木县 群马县 千叶县 东京都 东京都 神奈川县 山梨县 长野县 静冈市 新潟县 富山县 福井县 岐阜县 岐阜县 三重县 滋贺县 大阪府 兵库县 奈良县 和歌山县 鸟取县 岛根县 山口县 广岛县 德岛县 香川县 爱媛县 | 秋田县 山形县 福岛县 茨城县 栃木县 群马县 千叶县 东京都 东京都 神奈川县 山梨县 长野县 静冈市 新潟县 富山县 福井县 岐阜县 岐阜县 三重县 滋贺县 大阪府 兵库县 奈良县 和歌山县 鸟取县 岛根县 山口县 广岛县 德岛县 香川县 爱媛县 |
|--|---|---|

| | | | |
|----------|------|------|------|
| 高知農政事務所 | | 高知市 | 高知県 |
| 福岡農政事務所 | | 福岡市 | 福岡県 |
| 佐賀農政事務所 | 佐賀市 | 佐賀市 | 佐賀県 |
| 長崎農政事務所 | 長崎市 | 長崎市 | 長崎県 |
| 大分農政事務所 | 大分市 | 大分市 | 大分県 |
| 宮崎農政事務所 | 宮崎市 | 宮崎市 | 宮崎県 |
| 鹿児島農政事務所 | 鹿児島市 | 鹿児島市 | 鹿児島県 |

| | | | |
|----------|--|-----|-----|
| 北海道農政事務所 | | 札幌市 | 北海道 |
|----------|--|-----|-----|

理由

農林水産物の食品としての安全性の確保に関する事務及び主要食糧事務等の所掌事務の円滑かつ効率的な遂行を図るため、地方農政事務所及び北海道農政事務所を設置する必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

平成十五年五月二十七日印刷

平成十五年五月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

D